

(案)

国有林の間伐等事業における民間競争入札実施要項
＜令和2年度＞

令和2年〇月

林野庁

目次

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき 対象公共サービスの質に関する事項	2
1.1 対象公共サービスの内容	2
1.2 事業の質の設定	3
1.3 創意工夫の発揮可能性	4
1.4 モニタリング方法	6
1.5 請負金及び部分払金の支払方法	6
1.6 費用負担等に関するその他の留意事項	6
2 事業期間に関する事項	7
3 入札参加資格に関する事項	7
3.1 入札参加資格	7
3.2 共同事業者での入札について	8
4 入札に参加する者の募集に関する事項	9
5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象 公共サービスを実施する者の決定に関する事項	14
6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	16
7 民間事業者で使用させることができる国有財産に関する事項	16
8 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長 等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対 象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者 が講ずべき措置に関する事項	16
9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた 場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任 (国家賠償法の規定により国の行政機関等が該当損害の賠償の責めに任ず る場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	19
10 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	20
11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	20
(別紙1) 民間競争入札導入箇所一覧	22
(別紙2) 民間競争入札の標準的な手続	24
(別紙3) 民間競争入札に係る評価基準表	25

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報	27
(別紙5) 実施状況調査表	59
(様式1) 競争参加資格確認申請書兼企画提案書の提出について	60
(様式2) 同種事業の実績	63
(様式3) 配置予定の技術者(現場代理人)の資格・経験	64
(様式4) 配置予定の技能者の保有資格等	66
(様式5) 配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者における路網整備に係る 研修の受講状況	67
(様式6) 経営・安全管理等の状況	68
(様式7) 現場従事者(作業員)の雇用形態	70
(様式8) 事業計画の工程管理	71
(様式9) 事業計画上の考慮事項	72
(様式10) 事業計画書(変更計画書)の提出について	74
(様式11) 事業報告書の提出について	75
(様式12) 入札参加事業者等確認書	76

国有林の間伐等事業における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、林野庁は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された国有林の間伐等事業（以下「本事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの内容

国有林は、我が国の森林面積の約3割を占め、その多くは奥地の急峻^{しゅん}な山脈や水源地にあり、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全の役割を果たしている。また、うち約3割が人工林であり、その多くが間伐等の手入れが必要な林分である。

間伐は、成長の過程で過密となった立木の一部を抜き伐りし、立木密度を調整する作業であり、また、複層林へ誘導する伐採は、上層木を単木や帯状等に伐採することにより複層林を造成する作業である。

これらの作業によって樹木の成長促進による風雪害等に強い健全な森林の整備及び林齢、樹種並びに高さの異なる多様な樹木で構成される森林の整備、下層植生の繁茂による表土の侵食や流出の抑制、様々な動植物の生息・生育の場を確保することによる生物多様性の保全への寄与、森林の有する多面的機能の発揮に大きな意義を有するものである。特に近年は、地球温暖化防止における森林吸収源対策として重要なものとなっている。

また、国有林の人工林資源の多くが間伐を必要とする育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加してきており、路網の整備と効率的な木材の生産、その後の的確な更新により、成熟する森林資源を循環利用していくことが、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）に定められた林業の成長産業化の早期実現に向け重要となっている。

さらに、平成31年4月1日、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に伴い、経営管理が不十分な民有林を都道府県が公表する民間事業者を集積・集約する森林経営管理制度が開始され、この制度を円滑に機能させるために、制度の要となる林業経営体の育成が不可欠となっている。このため、国有林が民有林を補完するため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充するとともに、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備を行うことを目的として、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）が成立した。本事業においても、森林の有する公益的機能の発揮はもとより、林業の成長産業化の実現に向けた林業経営体の育成の一助を担う必要があり、本事業で得た成果を民有林に対して広く普及し、施策の実現に寄与していくこととしている。

これらのことを踏まえ、以下のとおり、本事業の内容を定めるものとする。

(1) 対象箇所

本事業の対象箇所は、国有林野施業実施計画（国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第12条）において、間伐及び複層林へ誘導する伐採を要すると指定された森林で、間伐（複層林へ誘導する伐採を含む。以下同じ。）及びこれに必要な路網整備を要する人工林等が近接し、複数年契約により効率的な事業実施が可能となる一定のまとまりのある規模であって、地域の民間事業者の受注実績等を勘案して競争が見込める箇所として選定した、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」のとおりとする。ただし、自然災害等やむを得ない事由により事業の実施が困難となった場合には、選定箇所の変更を行うことができるものとする。

(2) 対象事業の内容

上記(1)の対象箇所ごとに複層林へ誘導する伐採を行う場合においては1)から4)までの事業を、それ以外の場合には1)から3)までの事業を、それぞれ一体的に実施するものとする。

1) 本事業全体の企画立案及び進行管理

間伐等及び路網整備並びに植付（複層林へ誘導する伐採及び路網整備と併せて実施する場合に限る。以下同じ。）の実施方法について企画立案を行い、事業計画を策定し、間伐等及び路網整備並びに植付の各作業との総合的な調整・有機的連携を図りながら、事業全体を適切に進行管理する。

2) 間伐

間伐は、立木の一部を抜き伐りすることで残存立木の成長を促して林内の光環境等も改善するものであり、また、複層林に誘導する伐採は、上層木を単木又は帯状等に伐採し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林を造成するものである。なお、間伐等材の利用の促進に寄与するため、3)の路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムにより、効率的で低コストな間伐等、造材及び搬出等を行うものとする。

3) 路網整備 注)

路網の整備に当たっては、地形、地質、降水量等の自然条件を考慮しつつ、林業機械等と組み合わせた間伐、造材及び搬出等に係る作業システムを勘案するとともに、壊れにくく耐久性があり、開設及び管理に要するコストが低くなるように、これを行うものとする。

注) 本事業の路網整備については、森林作業道（「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）の森林作業道をいう。）を作設するものとする。

4) 植付

2)の複層林へ誘導する伐採を行った更新を伴う箇所において、必要に応じて地拵^{ごしら}え及び獣害防止対策を行うとともに、優良な苗木を植付するものとする。

また、2)の作業との連携により、植付までを含めた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

1.2 事業の質の設定

本事業の実施に当たり、達成すべき事業の質は、以下(1)～(5)のとおりとするほか、事業対象箇所を管轄する森林管理署・支署及び森林管理事務所（以下「管轄森林管理署等」という。）が示す入札公告及び入札説明書（別冊の契約書案・約款、標準仕様書、図面及び参考資料（以下「標準仕様書等」という。）を含む。）によるものとする。

(1) 本事業全体の企画立案及び進行管理

- 1) 事業対象箇所に係る間伐、路網整備及び植付について、生産性の向上・低コスト化、現場従事者（作業員）の技術向上及び安全の確保を推進する観点から事業の実施方法を企画し、事業計画が策定されること。
- 2) 事業計画に対して適切な進行管理が行われ、間伐、路網整備及び植付が円滑かつ安全に進み、著しい遅れ等がないこと。また、作業時の周辺環境の保全や整備した路網の維持管理について配慮がなされていること。
- 3) 事業を通じて、雇用の安定や新規雇用者の拡大等の経営の体質強化を見据えて、

現場従事者（作業員）の技術・（技能）向上、林業機械の稼働率を向上させる等の生産性を向上させる取組を行うこと。

(2) 間伐

- 1) 地域の地形、地質、降水量等を踏まえ、適切な選木及び伐採率による抜き伐りが行われ、林分全体として偏りのない適正な立木密度が確保されていること。
- 2) 残存する立木に著しい損傷が生じていないこと。
- 3) 林齢、蓄積、地形等に応じて低コストで効率的な間伐及び植付を実施するための作業システムが構築されていること。
- 4) 径級、曲がり等に応じた適切な造材・選別が行われていること。

(3) 路網整備

- 1) 作業システムに対応し、使いやすい適切な線形、路網間隔、路網密度、道幅等になっていること。
- 2) 地域の地形、地質、降水量等に応じて、路面に集まる雨水が分散排水、誘導排水される線形設計及び施工になっていること。
- 3) 切土量及び盛土量を均衡させて切高を抑え、盛土部分を走行に使える強固なものにするなど、壊れにくくするための各種工夫が採り入れられていること。
- 4) 路網開設のための立木の伐開幅が最小のものとなっていること。
- 5) 現地発生資材を有効に利用していること。

(4) 植付

- 1) 運搬から植付までに苗木の乾燥、損傷等が生じて活着不良とならないよう適切な措置が講じられていること。
- 2) 必要に応じ、植付した苗木に対する獣害を防止するための適切な措置が講じられていること。

1.3 創意工夫の発揮可能性

(1) 基本的考え方

本事業を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（事業の質の向上、効率化、経費の削減等）に努めるものとする。

(2) 企画提案

民間事業者は、事業全般に係る質（本実施要項1.2において設定された項目）の観点から、事業目的及び事業対象箇所の特性を踏まえた上で以下の事項を提案し、本実施要項4(3)1)に定める企画提案書として提出するものとする。

1) 本事業全体の企画立案及び進行管理

① 工程管理（年度別数量計画等）（様式8）

間伐の伐採数量、路網開設延長及び植付の年度別数量計画を踏まえた進行管理の具体的方法について提案する。

② 技術の向上と労働生産性（様式9）

現場従事者（作業員）の技術向上を目的とした取組（技術指導、研修会・講習会の開催及び参加、緑の雇用の活用、資格の取得支援）及び効率的な作業システムの構築により、過去3年以内に自らが実施した間伐等事業の労働生産性の実績値（ $\text{m}^3/\text{人日}$ ）と対比し、労働生産性の向上が期待される数値目標（ $\text{m}^3/\text{人日}$ ）について提案する。

③ 自然環境への配慮（様式9）

作業時の周辺環境の保全や事業期間において整備された路網の維持管理に関する具体的方法及び対境関係上の配慮事項について提案する。

④ 安全対策（様式9）

作業時の安全確保に関する具体的取組について提案する。

2) 間伐

① 間伐の実施方法（様式9）

別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」で指定した伐採率を遵守しつつ、林分全体として偏りのない適切な立木密度を確保するほか、的確な更新が図られるよう帯状を基本とした伐採方法や間伐材の利用促進（造材・選別における配慮）のための具体的方法など、地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項について提案する。

② 残存木の保全（様式9）

間伐等及び路網整備に当たり、残存する立木を保全するための具体的方法について提案する。

③ 作業システム（様式9）

低コストで効率的な間伐等を実施するための作業システム（間伐等及び路網整備区分した伐採等の作業工程、使用機械）、配置人員数・雇用形態及び設備投資の予定について提案する。

なお、複層林に誘導する伐採を行う箇所においては、植付（枝条等の整理、苗木運搬及び植付）までを含めた低コストで効率的な作業システムについて提案する。

3) 路網整備

① 路線計画（様式9）

2)③の作業システムを踏まえた、使いやすく、低コストで耐久性の高い路線計画（線形、路網間隔、路網密度、道幅、排水処理等）、地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項について提案する。

② 路線開設（様式9）

上記3)①の計画路線における立木の伐開幅の抑制、切土量及び盛土量の均衡、根株の処理、現地発生資材の有効利用、適切な雨水処理による洗掘防止の施工上の工夫並びに地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項について提案する。

4) 植付（様式9）

植付に当たり、苗木の乾燥、損傷等を防ぐとともに、活着性を向上させるための具体的方法について提案する。

また、獣害防止対策を実施するに当たり、施設の耐久性や食害防止効果等が高くなるような効果的な工夫について提案する。

(3) 事業の質の確保

民間事業者は、本実施要項8(1)2の事業計画書に基づいて事業を実施することにより、1.1に示した対象公共サービスの内容及び1.2に示した事業の質を確保するよう努めなければならない。

1.4 モニタリング方法

管轄森林管理署等は、事業実施中の事業の質の達成状況について、本実施要項 8 (1)4) の監督・検査を通じて確認するとともに、本実施要項 8 (1)3) に基づき民間事業者から提出される事業報告書等により実施状況を把握するものとする。

1.5 請負金及び部分払金の支払方法

管轄森林管理署等は、事業の実施状況の確認及び検査を行い、完了検査又は部分検査に合格したものと認めるときは、適正な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請負金又は部分払金を支払うものとする（部分払の請求については、月1回を超えてすることができないものとする。）。

ただし、検査の結果、事業の質が確保されていない場合においては、管轄森林管理署等は、適切に事業を行うよう改善指示を行うものとする。民間事業者は、改善指示に従って手直し又は改良を行い、再度の検査に合格しない限り、請負金及び部分払金の請求はできないものとする。

1.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 費用負担

本事業を行う上で民間事業者が使用する資材、消耗品、付属品等については、その全額を民間事業者の負担とする。また、管轄森林管理署等の提供施設・貸付物品については、事業終了後、速やかに返却するものとする。

(2) 法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1)から3)までのいずれかに該当する場合には、管轄森林管理署等が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については、民間事業者が負担する。

- 1) 本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- 3) 上記1)及び2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

(3) 民間事業者と管轄森林管理署等の責任分担

	項 目	管 轄 森 林 署 等	民 間 事 業 者
	内 容		
間伐等及び路網整備並びに植付	事業対象箇所における間伐等及び路網整備並びに植付		○
物品の管理	管轄森林管理署等から提供のあった物品の管理		○
施設・物品等の補修	民間事業者の責めに帰すべき事由による場合(民間事業者による管理が不適切であったために補修が必要になった場合等)		○
	上記以外	○	
苦情・要望対応	本実施要項に記載された事業内容に対する住民等からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
事故・災害時対応	本実施要項に記載された事業内容による対応		○
	上記以外	○	

金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により、事業対象箇所の森林に著しい損害を受けた場合に行わなければならない復旧等	○	
第三者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外	○	

2 事業期間に関する事項

本事業の事業期間は、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」の箇所ごとに、令和2年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、令和3年度中又は令和4年度中において契約の完了する日を終期とする1年を超える期間として定めるものとする。

なお、具体の事業期間については、本事業を実施する民間事業者が、本実施要項4(3)1)に定める企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。

(本事業の入札に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る年度の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。)

3 入札参加資格に関する事項

3.1 入札参加資格

民間競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 法第15条において準用する法第10条（第11号を除く。）に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。なお、入札参加者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、予決令第70条の特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 全省庁統一資格において林野庁が公示する「物品の製造（その他）」のほか、事業内容に植付が含まれる場合にあつては、「役務の提供（その他）」の競争参加資格を有し、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等で定めた競争参加資格の等級区分（格付け）に該当する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (5) 本実施要項4(3)3)表中の(1)①「事業実績」に定める実績を有すること。

- (6) 本実施要項 4 (3)3)表中(2)「配置予定の技術者（現場代理人）の資格・経験」に定める者を配置できること。
- (7) 本実施要項 4 (3)3)表中(3)「配置予定の技能者の保有資格等」に定める本事業の実施に必要な資格等を有する技能者を配置できること。
- (8) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、工事請負契約指名停止等措置要領(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同事業体（間伐等及び路網整備の事業を実施する企業と植付の事業を実施する企業の共同事業体（以下「共同事業体（混合タイプ）」という。）を含む。）の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき設立された法人等であって、上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 税の滞納がないこと（労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合にあつては、保険料等の滞納がないこと。）。
- (11) その他の要件
管轄森林管理署等が、事業対象箇所の特性を勘案し、円滑かつ確実な事業の遂行を図る上で、入札公告及び入札説明書で定めるその他の資格等に適合すること。

3.2 共同事業体での入札について

本事業の入札に当たっては、本実施要項3.1に定める資格要件を満たす企業で構成される共同事業体として参加することができる。

共同事業体の本事業を実施する場合、本事業全体の企画立案及び進行管理を担当する企業は、本事業全体の企画立案及び進行管理、間伐、路網整備並びに植付の各事業を包括的に管理しなければならない。

- (1) 共同事業体として入札に参加するときは、次の事業を担当する企業を明らかにする

ものとする。

- ① 本事業全体の企画立案及び進行管理
- ② 間伐
- ③ 路網整備
- ④ 植付

共同事業体の構成員のうち一企業が、これらの事業を兼ねて実施することを妨げない。また、事業対象の範囲を明確にした上で、共同事業体の構成員の間で分担することも妨げない。

- (2) 入札参加者は、共同事業体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札及び契約手続を行うこととする。代表企業は、上記(1)①の本事業全体の企画立案及び進行管理を担当する企業とし、当該企業が直接雇用する者を配置予定技術者(現場代理人)とすること。
- (3) 入札参加者は、共同事業体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、管轄森林管理署等は、その事情を検討の上、可否の決定をするものとする。
- (4) 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「物品の製造(その他)」のほか、事業内容に植付が含まれる場合にあっては「役務の提供(その他)」を有すること。ただし、混合タイプにあっては、間伐及び路網整備の事業を実施する企業は「物品の製造(その他)」、植付の事業を実施する企業は「役務の提供(その他)」の資格を有すること。
また、混合タイプの代表企業は、「物品の製造(その他)」及び「役務の提供(その他)」の資格を有すること。なお、これらの構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。
- (5) 共同事業体の等級区分は代表企業の等級区分とする。なお、混合タイプにあっては、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等で定めた競争参加資格の等級区分を有する者が構成員であること。
- (6) 参加に際しては、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した協定書(又はこれに類する書類)を作成し、本実施要項4(3)1)に定める企画提案書と併せて提出すること。

4 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

本事業に係る入札の実施手続及び予定スケジュールは、別紙2の「民間競争入札の標準的な手続」及び以下によるものとする。

なお、入札手続及びスケジュールの詳細は、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等で定めるものとする。

- 1) 入札公告・入札説明書等の交付 : 令和2年2月～5月頃
- 2) 管轄森林管理署等における資料閲覧、ホームページへの資料掲載及び入札参加希望者に対する現地説明 : 令和2年2月～5月頃
- 3) 入札等に関する質疑応答 : 令和2年2月～5月頃

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 4) 企画提案書の提出期限 | : 令和2年4月上旬～6月中旬頃 |
| 5) 競争参加資格確認及び企画提案採否通知 | : 令和2年4月中旬～7月上旬頃 |
| 6) 企画提案書の評価・入札・落札者の決定 | : 令和2年4月下旬～7月中旬頃 |

(2) 入札単位

本事業の入札単位は、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」に示す24か所とする。

(3) 入札実施手続

1) 提出書類

入札参加者は、本事業実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び2)に掲げる書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。

また、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について（平成28年5月2日付け総務省官民競争入札等監理委員会事務局）に基づき、法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な入札参加事業者等確認書（様式12）を提出すること。

なお、入札書に記載する金額は、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」のほか、管轄森林管理署等が示す入札公告及び入札説明書（標準仕様書等を含む。）について必要に応じその他の詳細な説明を受け、その内容を勘案した上で、企画提案書の内容を踏まえて算定するものとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載するものとする。

2) 企画提案書の内容

- ① 競争参加資格確認申請書兼企画提案書（様式1）及び全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- ② 同種事業の実績（様式2）
- ③ 配置予定の技術者（現場代理人）の資格・経験（様式3）
- ④ 配置予定の技能者の保有資格等（様式4）
- ⑤ 配置予定の技術者（現場代理人）又は技能者における路網整備に係る研修の受講状況（様式5）
- ⑥ 経営・安全管理等の状況（様式6）
- ⑦ 現場従事者（作業員）の雇用形態（様式7）
- ⑧ 事業計画の工程管理（様式8）
- ⑨ 事業計画上の考慮事項（様式9）

3) 企画提案書の作成上の留意事項

作成する企画提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとする。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>(1) 事業実績 【様式2】</p>	<p>① 公告の日が属する年度の前15年度間に、元請又は下請として、完成及び引渡し完了した以下に示す「素材生産」及び「造林（植付が含まれる場合に限る。以下同じ。）」（以下「同種事業」という。）の実績を有する者であること。ただし、共同事業体（混合タイプ）にあっては、同種事業の実績は共同事業体を構成する各事業体が主として担当する事業の実績を有すること。</p> <p>【同種事業】 「素材生産」（製品生産事業、森林環境保全整備事業（天然林受光伐、育成受光伐、誘導伐、保護伐及び保育間伐活用型）等 「造林」（造林事業、森林環境保全整備事業（地拵え、植付、下刈、つる切、除伐、除伐2類、枝打及び保育間伐）等</p> <p>② 公告の日が属する年度の前2年度間に国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知。以下「事業成績評定要領」という。）による事業成績評定を受けた事業がある場合には、当該事業それぞれに係る評定点の平均が65点以上の者であること。</p> <p>③ 共同事業体構成員としての同種事業の実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。</p> <p>④ 様式の同種事業の実績欄には、事業実績の中から「素材生産」の代表的なものを1件記載し、植付が含まれる場合においては「造林」の代表的なものを追加して、契約書等の写しを添付すること。なお、記載した事業が、公告の日が属する年度の前2年度間に、事業成績評定要領に基づく事業成績評定を受けた事業である場合は、評定点が65点未満のものは、事業実績として認めない。</p> <p>⑤ 様式の事業成績評定欄には、公告の日が属する前2年度間に事業成績評定を受けた全ての同種事業を記載し、事業成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>⑥ 様式の表彰実績欄には、同種事業における国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村の表彰を受けた実績がある場合には、記載し、表彰実績を確認できる資料を添付すること。</p>
<p>(2) 配置予定の技術者（現場代理人）の資格・経験 【様式3】</p>	<p>① 配置予定の技術者（現場代理人）は、自ら直接雇用する者とする。ただし、中小企業等協同組合法に基づき設立された法人等（以下「事業協同組合」という。）にあっては、当該事業協同組合が直接雇用する者又は当該事業協同組合の組合員の1者が直接雇用する者であって、事業期間において当該事業に連続して常駐することが誓約書等をもって確認できる者を配置予定の技術者（現場代理人）とすること。</p> <p>② 配置予定の技術者（現場代理人）は1名とし、公告の日が属する年度の前15年度間に元請又は下請として、完成及び引渡し完了した同種事業に3年以上従事した経験を有する者とする。</p>

- ③ 共同事業体構成員としての同種事業のそれぞれの実績は、出資比率20%以上の事業に限る。
- ④ 共同事業体にあつては、代表企業の配置予定の技術者（現場代理人）が同種事業の経験を有すること。ただし、共同事業体（混合タイプ）にあつては、代表企業の配置予定の技術者（現場代理人）が担当する事業以外の事業に3年以上従事した経験を満たさない場合には、代表企業の担当する事業以外の事業を担当する企業が代表企業の担当する事業以外の事業に3年以上従事した経験を有する配置予定の技術者（現場代理人）を加えること。
- ⑤ 配置予定の技術者（現場代理人）は、本事業の履行に当たり事業現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことができる者であること。ただし、次に掲げる期間の常駐は要しない。
- (ア) 契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工等が開始されるまでの期間）
- (イ) 自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中止している期間
- (ウ) 事業計画に基づき、あらかじめ具体の事業を予定していない期間又は事業計画に定める事業の早期完了により生じた技術者を配置する必要のない期間であつて、管轄森林管理署等の了解を得た期間
- (エ) 植付の事業のみを担当する配置予定の技術者（現場代理人）が植付を実施しない期間
- ⑥ 企画提案書の提出時に配置予定の技術者（現場代理人）が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。
- ⑦ 様式の経験の概要欄には、配置予定の技術者（現場代理人）が、同種事業に年間少なくとも1回以上従事し、及び通算3年以上従事したことが確認できる代表的な経験（事業規模の大きなもの）を次の優先順位に基づき、各年1件記載すること。なお、当該事業に従事したことが確認できる資料を添付すること。
- (1) 現場代理人として経験した事業
- (2) 現場代理人以外の者として経験した事業
- ⑧ 様式の申請時における他事業の従事状況等欄には、配置予定の技術者（現場代理人）が申請時に従事している全ての事業（国有林野事業以外の事業も含む）の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。
- ⑨ 様式の法令による資格・免許欄には、配置予定の技術者（現場代理人）の保有資格を記載し、資格を確認できる資料を添付すること。
- ⑩ 同一の技術者を重複して複数事業の配置予定の技術者（現場代理人）とすることは差し支えないものとするが、他の事業を落札し、又は落札する予定となったことにより記載した技術者を配置出来なくなったときには、直ちに提出した企画提案書の取下げ又は入札の辞退を行うこと。
- なお、このとき、これらの行為を行わずに入札した者について

	<p>は、工事請負契約指名停止等措置要領（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止措置を行うことがある。</p> <p>⑩ 契約締結後、配置技術者（現場代理人）の常駐義務違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。なお、病休、死亡、退職等真にやむを得ない場合のほかは、企画提案書の差替えは認められない。</p> <p>⑪ やむを得ず配置技術者（現場代理人）を変更する場合は、受注者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合等とする。 この場合、交代の時期は、発注者との協議により工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>
<p>(3) 配置予定の技能者の保有資格等 【様式4】</p>	<p>① 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき事業実施に必要とされる以下の資格を有する技能者を配置できること。 (ア)チェーンソーによる伐木造材等に係る特別教育 (イ)伐採等機械の運転の業務に係る特別教育 (ウ)走行集材機の運転の業務に係る特別教育 (エ)簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 (オ)車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習 (カ)はい作業主任者技能講習</p> <p>② ①のほか、管轄森林管理署等が、入札公告、入札説明書等において定める労働安全衛生規則等に基づく資格等を有する者を配置できること。</p> <p>③ 免許、講習及び研修修了証の写しを添付すること。</p>
<p>(4) 配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者における路網整備に係る研修の受講状況等 【様式5】</p>	<p>① 配置予定の技術者（現場代理人）又は技能者について、林野庁主催・実施の研修にあつては「低コスト作業路企画者養成研修」、「低コスト作業路技術者養成研修」、「路網作設オペレーター研修」及び「森林作業道作設オペレーター研修」、県主催・実施の研修にあつては林野庁主催・実施する「森林作業道作設オペレーター研修」と同等以上の研修の受講状況を記載すること。</p> <p>② 研修の受講状況を確認できる資料（修了証書、研修資料（名称、主催者、カリキュラム等の内容がわかるもの）、受講者名簿等）を添付すること。</p> <p>③ 継続教育（CPD）の単位を取得している場合、（一社）森林・自然環境技術者教育会（JAFEE）が発行する、継続教育に対する取組状況の取得単位を証明する資料（「森林部門」のCPDがわかるもの）の写しを添付すること。</p>
<p>(5) 経営・安全管理等の状況 【様式6】</p>	<p>① 会社としての経営状況、地理的条件、労働福祉の状況、働き方改革の取組、林業経営体登録の状況、ワーク・ライフ・バランス等の推進の状況、安全管理の状況、低入札の状況、地域への貢献等について記載すること。</p> <p>② 労働福祉の状況、働き方改革の取組、ワーク・ライフ・バランス等の推進の状況、地域への貢献欄については、内容を確認できる資料を添付すること。</p>

(6) 作業員の雇用形態、地元雇用、月給制 【様式 7】	① 事業に従事する全ての作業員について直接雇用・下請等の別、常用・臨時の別、居住地、月給制等を記載する。 ② 事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者として取り扱うこと。
(7) 事業計画の工程管理 【様式 8】	① 年度ごとに作業の工程別に事業期間等を設定すること。 ② 実施要項の1.2の事業の質の設定に基づき設定した年度別数量計画を踏まえた進行管理を実現するための具体的方法を記載すること。 ③ 初年度及び2年度目については、毎年度1回以上の部分払請求を行う事業計画の工程管理を立てること。 ④ 年度ごとの間伐等予定区域、路網整備予定線及び植付が判読できる図面を添付すること。
(8) 事業計画上の考慮事項 【様式 9】	① 本実施要項1.2事業の質の設定において設定した各項目を実現するための技術的対応方法及びその品質の確認方法・管理方法を記載すること。 ② 根拠資料、図面、写真等を添付すること。

4) 開札に当たっての留意事項

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に従事しない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5) その他

- ① 競争参加資格の確認は、企画提案書の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- ② 企画提案書の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案については、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、返却しないものとする。

5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

本事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、落札者の決定に係る評価は、管轄森林管理局で設置する技術審査会等において実施するものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、別紙3の「民間競争入札に係る評価基準表」に基づき、提出された企画提案書の内容が本事業の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）又は効果的なものであるか（加点項目審査）の観点により行

うものとする。

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び企画提案書をもって入札をし、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、2)の総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同令第86条の調査を行うものとする。

2) 総合評価の方法

- ① 必須項目審査では、別紙3の「民間競争入札に係る評価基準表」により、入札参加者が企画提案書に記載した内容が、必須項目を満たしていることを確認する。評価基準を全て満たした場合は基礎点100点を付与し、1つでも満たしていない場合は、失格とする。
- ② 加点項目審査では、必須項目審査で合格した入札参加者に対して、別紙3の「民間競争入札に係る評価基準表」により、加点項目に関する評価を行い、評価に応じて最大188点を付与する。なお、加点項目への記載がない場合にあっては、標準仕様書等によるものとし加点は行わないものとする。また、記載がある場合であっても加点が行われない項目については、標準仕様書等によるものとする。
- ③ 総合評価は、必須項目及び加点項目の得点の合計を当該入札参加者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

3) 留意事項

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き民間事業者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、民間事業者の氏名又は名称、落札金額、民間事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを基本とする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合や事業の実施に必要な期間が確保できないなど、やむを得ない場合は、別途当該事業の実施方法を検討することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の間伐及び路網整備の実施状況の情報については、別紙4の「従来の実施状況に関する情報」のとおり、平成28年度・平成29年度・平成30年度に民間競争入札を導入した箇所の事例を参考情報として示すものである。

7 民間事業者可以使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者は、資材運搬、運材等に当たっては、管轄森林管理署等の同意を得た上で、既設の国有林林道、作業道等を使用することができるものとする。

8 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

1) 業務の実施体制

民間事業者は、事業の実施に当たり、自ら直接雇用する者の中から、全ての事業を統括する配置技術者（現場代理人）を定め、氏名その他必要な事項を作業着手前に管轄森林管理署等に書面により通知するものとする。

2) 事業計画書(変更計画書)の作成と提出

民間事業者は、企画提案書の記載内容を踏まえ、契約締結の日から10日以内に契約期間に係る事業計画書（様式10）を作成の上、管轄森林管理署等に提出し、その承認を受けるものとする。

民間事業者は、自然災害等やむを得ない事由により事業計画書に基づく実行が困難となるときは、変更計画書（様式10）を作成の上、管轄森林管理署等に提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

3) 事業報告書の作成と提出

民間事業者は、毎年度、当該年度の事業実施に係る事業報告書（様式11）を作成し、管轄森林管理署等に3月19日までに提出するものとする。

4) 監督・検査

管轄森林管理署等は、監督職員及び検査職員（以下「監督職員等」という。）を定めるものとする。

監督職員にあつては、民間事業者からの報告事項の受理、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗の管理、立会い、別紙5の「実施状況調査表」による実施状況に関する調査等を行うものとする。また、検査職員にあつては、本事業の契約に係る部分検査又は完了検査の結果及び別紙5の「実施状況調査表」による実施状況に関する調査の結果の確認等を行うものとする。

(2) 調査について

- 1) 監督職員等は、民間事業者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、事業の実施状況や帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2) 立入検査をする監督職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づく者であることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

監督職員等は、上記(1)3)の事業報告書及び(1)4)の実施状況に関する調査結果等において、民間事業者による事業の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を執るべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、事業の検査及び監督において事業の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本事業に関して監督職員等が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。また、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員。）とその職員その他本事業に従事していた者は、事業上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

1) 事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、契約書に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ管轄森林管理署等の承認を受けなければならない。

2) 法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

3) 安全衛生

民間事業者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

4) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、事業を完了し、又は中止した日の属する年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

5) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

6) 権利義務の帰属等

本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

7) 一般的損害

本事業を行うにつき生じた損害（本実施要項9に記載した損害を除く。）については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、管轄森林管理署等の責に帰すべき事由により生じたものについては、森林管理署等が負担する。

8) 一括委任又は一括下請の禁止

- ① 民間事業者（共同事業者を含む。）は本事業の実施に当たり、その全部又はその主たる部分を自ら実質的に関与することなく一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について委任又は下請負（以下「委任等」という。）を行う場合は、本実施要項8(1)2)の事業計画書において、委任等に関する事項（委任等の相手先の事業者の住所・名称、委任等を行う事業の範囲・分担関係）について記載しなければならない。
また、本事業における主たる部分（本事業における総合的企画、事業遂行管理、各事業手法の決定及び履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断（本事業全体の企画立案及び進行管理））については、委任等を行うことはできない。
- ③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により委任等を行う場合には、委任等に関する事項を明らかにした上で、あらかじめ、管轄森林管理署等の書面による承諾を受けなければならない。
- ④ 民間事業者は、上記②及び③により委任等を行う場合には、民間事業者が負う義務を適切に履行するため、委任等の相手先の事業者に対し、本項に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、委任等の相手先の事業者から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④までに基づき、民間事業者が委任等の相手先の事業者に事業を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、委任等の相手先の事業者の責に帰すべき事由については、民間事業者の責に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

9) 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、国から貸与を受けた物品等について、森林管理署長等の許可を得ることなく、自ら行う事業又は森林管理署長等以外の者との契約を行い供することをしてはならない。

10) 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、請負事業によって得た個人情報を自ら行う事業又は森林管理署長等以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

11) 契約の変更

- ① 管轄森林管理署等及び民間事業者は、本事業の質の向上の推進その他やむを得ない事由のため本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。
- ② 上記①について、請負金等契約内容を変更する必要がある場合は、管轄森林管理署等及び民間事業者は協議を行い、変更契約書としてこれを定めるものとする。

12) 契約の解除

管轄森林管理署等は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 民間事業者の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないとき。
- ② 正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても事業に着手しないとき。
- ③ 本実施要項 8 (1) 1) に定める現場代理人を設置しなかったとき。
- ④ この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ⑤ この契約について、不正行為をしたとき。
- ⑥ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ⑦ 暴力団員を事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ⑧ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ⑨ 天災、不可抗力その他民間事業者の責に帰することができない事由によって、事業を完了する見込みがないと認めるとき。

13) 契約解除時の取扱い

- ① 上記12)①から⑧までの事由より、契約を解除した場合には、民間事業者は、請負金額の10分の1に相当する金額を違約金として管轄森林管理署等の指定する期間内に納付しなければならない。
- ② 管轄森林管理署等は、民間事業者が前項の規定による金額を指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づく法定利率で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ③ 管轄森林管理署等は、契約の解除及び違約金の徴収をしても、なお、損害賠償の請求をすることができる。

14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と管轄森林管理署等が協議するものとする。

9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が該当損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 管轄森林管理署等が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、管轄森林管理署等は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について管轄森林管理署等の責に帰すべき理由がある場合は、管轄森林管理署等が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について、管轄森林管理署等の責に帰すべき理由があるときは、

民間事業者は、管轄森林管理署等に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和4年6月頃を予定。）を踏まえ、本事業の実施状況を的確に把握するため、毎年度3月末までに実施状況に関する調査を行うものとする。

(2) 調査の方法

管轄森林管理署等は、本実施要項8(1)3)の事業報告書を受領するとともに、実施状況に関する調査を行い、森林管理局に遅滞なく報告するものとする。森林管理局は、本事業の適切かつ円滑な実施のため、必要に応じて管轄森林管理署等に対して指導等を行うとともに、調査結果を取りまとめ、毎年度4月末までに林野庁に報告するものとする。

(3) 調査項目

本実施要項1.2において設定した項目（別紙5の「実施状況調査表」）とする。

(4) 実施状況の提出

林野庁は、本業務の実施状況等について、10(1)の評価を行うために令和4年5月末を目途に、総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

林野庁は、本実施要項10(2)で報告を受けた内容を取りまとめ、毎年度6月末までに公表する。

また、林野庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、事業終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条に基づく報告徴収等及び法第27条に基づく指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

なお、入札の実施結果については、入札の実施後、林野庁において取りまとめの上、監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官（分任を含む。）が監督職員に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本事業の実施状況に係る監督は、本実施要項8(1)4)により行う。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

- ① 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・本実施要項 8 (1)2)及び3)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8 (1)4)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、本実施要項 8 (3)による指示に違反した者
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の事業に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記①の刑を科されることとなる。

2) 会計検査

民間事業者は、その行う公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条各号に該当するものであるとき又は同法第23条第1項第7号に規定する会計に係る事務であつて会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(4) 評価内容の担保

採用された企画提案の適切な実施を担保するため、契約書に、当該企画提案書のうち、事業計画の工程管理及び事業計画上の考慮事項（様式8及び9）を添付するとともに、本実施要項 5 (2)2)において加点が行われない項目については、標準仕様書等によることとし、これらの実施を約する旨の条項を付するものとする。

なお、本実施要項 8 (5)9)に規定する契約変更の場合においても、変更後の事業計画の工程管理及び事業計画上の考慮事項（様式8及び9）を変更契約書に添付するものとする。

(5) 事業成績評定

本事業においては、事業成績評定要領に基づく事業成績評定を年度ごとに行うものとし、別紙3の「民間競争入札に係る評価基準表」の事業計画の評価項目ごとに、民間事業者の責により履行が適正でない認められるときには、事業成績評定の点数を減ずることとする。

この場合において、事業成績評定要領第4の4中「事業完了届の提出を受けたとき」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出を受けたとき又は事業完了届の提出を受けたとき」と、「完了検査の実施のとき」とあるのは「当該年度における最終の部分検査の実施のとき又は完了検査の実施のとき」と読み替えるものとし、各年度における検査箇所全てを対象として事業成績評定を行うものとする。

なお、事業成績評定要領第4の5中「事業完了後」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出後又は事業完了届の提出後」と、同要領第5の事業成績一覧（別記様式第1号）中「完成年月日」とあるのは「部分完了又は完成年月日」と、第6の事業評定通知書（別記様式第2号）中の「完成検査年月日」とあるのは「部分検査又は完了検査年月日」と読み替えるものとする。

(6) その他

本実施要項に定める事項のほかは、造林事業請負及び製品生産事業請負に係る関係通知による。

民間競争入札導入箇所一覧

箇所	森林管理局名	森林管理署等名	所在地	対象林小班	事業期間		伐採率等	主な樹種	林齢	間伐等面積 (ha)	植付面積 (ha)	集造材材積 (m3)
					自	至						
1	北海道	上川北部森林管理署	北海道 下川町、名寄市、士別市	班沢国有林111に林小班ほか22小班	令和2年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、令和3年度中又は令和4年度中において契約を完了する日を終期とする1年を超える期間として定めるものとする。	①森林法第25条に規定する保安林にあつては、対象林小班の指定施設要件(伐採率35%を超える、範囲)によるものとする。	トドマツ等	42～63年生	約204	—	約11,000	
2	北海道	上川南部森林管理署	北海道 占冠村	トムム国有林235い、林小班ほか23小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	トドマツ等	40～64年生	約265	—	約14,000	
3	北海道	日高北部森林管理署	北海道 日高町	門別国有林2016は林小班ほか79小班	①令和2年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、令和3年度中又は令和4年度中において契約を完了する日を終期とする1年を超える期間として定めるものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	トドマツ等	41～60年生	約261	—	約10,000	
4	北海道	日高南部森林管理署	北海道 新冠町	東川国有林2106ろ林小班ほか10小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	トドマツ等	48～67年生	約118	—	約7,500	
5	北海道	渡島森林管理署	北海道 せたな町	ポン金ヶ沢国有林5289は林小班ほか15小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	トドマツ等	50～61年生	約131	—	約9,000	
6	東北	岩手北部森林管理署	岩手県 二戸市	福庭嶺国有林405ち2林小班ほか12小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	スギ等	50～59年生	約97	—	約15,230	
7	東北	三陸中部森林管理署	岩手県 住田町	小股国有林32い、4林小班ほか25小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	スギ等	33～64年生	約118	—	約16,000	
8	東北	宮城北部森林管理署	宮城県 大崎市	須金岳国有林116い、1林小班ほか43小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	スギ	24～45年生	約155	—	約16,200	
9	東北	山形森林管理署	山形県 上市市	未沢山42外国有林242へ林小班ほか31小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	スギ等	36～66年生	約132	—	約19,300	
10	関東	日光森林管理署	栃木県 日光市	富士島山国有林54れ林小班ほか3小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	カラマツ	54～60年生	約234	—	約17,600	
11	関東	群馬森林管理署	群馬県 高崎市	谷平第一国有林212へ1林小班ほか37小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	スギ等	30～65年生	約150	—	約17,200	
12	関東	天竜森林管理署	静岡県 浜松市	瀬尻国有林858い、林小班ほか4小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等において明らかにするものとする。	スギ等	48～56年生	約26	—	約13,360	

注1: 林齢は令和元年時の林齢である。

注2: 間伐等面積の()は、複層林へ誘導する伐採面積であり内書き。

民間競争入札導入箇所一覧

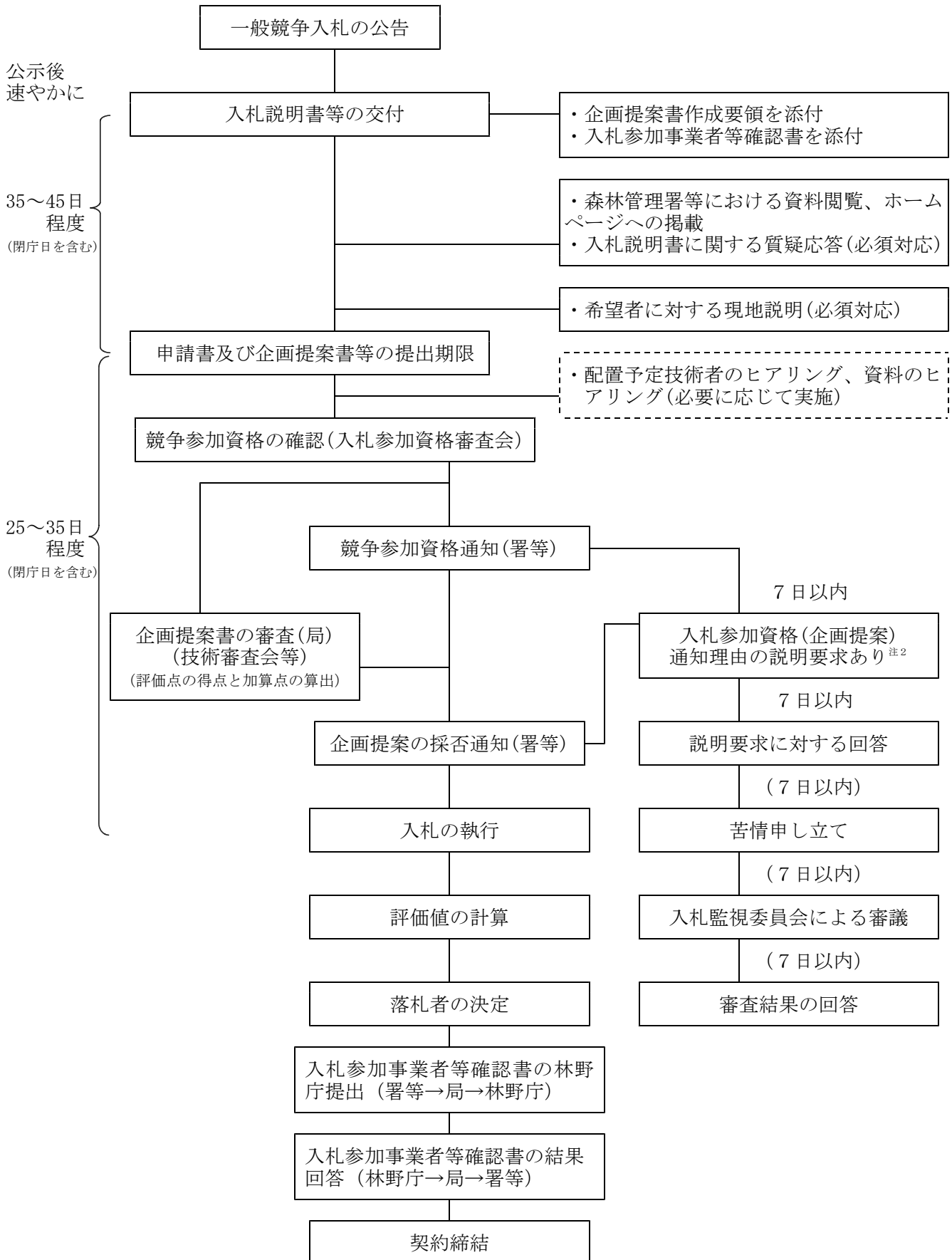
箇所	森林管理局名	森林管理署等名	所在地	対象林小班	事業期間		伐採率等	主な樹種	林齢	間伐等面積 (ha)	植付面積 (ha)	集造材材積 (m3)
					自	至						
13	中部	北信森林管理署	長野県信濃町	霊山寺山国有林1033ぬ林小班ほか26小班	令和2年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、令和3年度中又は令和4年度中において契約を完了する日を終期とする1年を超えない範囲)として定めるものとする。	約110	約18,000	スギ等	27~71年生	約110	—	約18,000
14	中部	東信森林管理署	長野県小諸市	高峰国有林2005ろ林小班ほか20小班	①令和2年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、令和3年度中又は令和4年度中において契約を完了する日を終期とする1年を超えない範囲)として定めるものとする。	約166	約9,330	カラマツ等	29~111年生	約166	—	約9,330
15	近畿中国	滋賀森林管理署	滋賀県大津市、高島市、犬上郡	笹ヶ峰国有林523い1林小班ほか42小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約141	約2,800	スギ等	35~95年生	約141	—	約2,800
16	近畿中国	広島森林管理署	広島県広島市	奥井野山国有林53い林小班ほか41小班	①森林法第25条に規定する保安林にあつては、対象林小班の指定施設要件(伐採率35%を超える範囲)によるものとする。	約116	約4,400	スギ等	34~110年生	約116	—	約4,400
17	四国	愛媛森林管理署	愛媛県内子町	小田梁山国有林66ろ林小班ほか1小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約45(約3)	約4,400	スギ等	54年生	約45(約3)	約3	約4,400
18	四国	四万十森林管理署	高知県四万十町	津賀ノ川山国有林2042い林小班ほか4小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約108	約7,000	スギ等	51~52年生	約108	—	約7,000
19	四国	嶺北森林管理署	高知県いの町	手箱山国有林259へ林小班ほか5小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約66	約7,100	スギ等	42~64年生	約66	—	約7,100
20	四国	高知中部森林管理署	高知県香美市	井地山国有林41い林小班ほか2小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約66	約7,500	スギ等	61~62年生	約66	—	約7,500
21	四国	安芸森林管理署	高知県室戸市	大道南山国有林1104い林小班ほか3小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約91	約9,000	スギ等	33~63年生	約91	—	約9,000
22	九州	大分森林管理署	大分県佐伯市	赤木谷国有林105る林小班ほか6小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約49	約3,120	スギ等	44~53年生	約49	—	約3,120
23	九州	宮崎北部森林管理署	宮崎県日之影町	黒仁田見立国有林2062い林小班ほか20小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約142	約7,650	スギ	35~49年生	約142	—	約7,650
24	九州	大隅森林管理署	鹿児島県肝付町	日平国有林65へ林小班ほか31小班	②①の詳細及びその他の法令制限の有無等については、①を前提として、本事務を実施する民間事業者が、企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。	約140	約4,880	スギ等	31~68年生	約140	—	約4,880

注1: 林齢は令和元年時の林齢である。

注2: 間伐等面積の()は、複層林へ誘導する伐採面積であり内書き。

民間競争入札の標準的な手続

【標準的日数】^{注1}



注1：標準的日数は初回公告の際の標準である。

注2：入札参加資格等通知理由の説明要求を求められた場合には、入札は延期する場合がある。

民間競争入札に係る評価基準表

評価項目		評価基準		様式	配点	得点
必須項目	実施体制	事業期間の設定の適切性(期限内の設定となっており、適切な作業時期、期間の設定となっているか)	適 否	様式 8	100	100
		工程管理の適切性(各作業の工程及び作業手順、移動時期等が適切か)	適 否	様式 8		
		事業実施に必要な有資格者の有無(チェーンソーによる伐木器材等に係る特別教育、車両系建設機械技能講習等の修了者が配置されているか)	適 否	様式 4		
加点項目(注1)	事業計画 事業計画の妥当性・適切性	工程管理(間伐等数量、路網開設延長及び植付の年度別数量計画を踏まえた進行管理の具体的方法が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 8	5	5
			適切である	2		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
		技術の向上(現場従事者(作業員)の技術向上を目的とした技術指導、研修会・講習会の開催・参加、緑の雇用の活用、資格取得への支援について提案されているか)及び労働生産性(効率的な作業システムを構築することで、労働生産性の実績と対比し、向上が期待される数値目標が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	15	15
			適切である	7		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
		自然環境への配慮(作業時の周辺環境の保全や開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	5	5
			適切である	2		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
		安全対策(作業時の安全確保に関する具体的取組が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	6	6
			適切である	3		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
		間伐等の実施方法(伐採率を遵守しつつ、林分全体として偏りのない適切な立木密度を確保するほか、適格な更新が図られるよう帯状を基本とした伐採方法や間伐等材の利用促進(造材・選別)するための具体的方法、地域の地形、地質、降水量等の条件を踏まえた配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	15	15
			適切である	7		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
		残存木の保全(間伐等、路網整備における残存木保全の配慮事項及び具体的な方法が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	5	5
			適切である	2		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
		作業システム(低コストで効率的な間伐等及び植付(枝条整理等、苗木運搬・植付)を実施するための作業システムが構築され、提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	15	15
			適切である	7		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
		路線計画(導入する作業システムを踏まえ、使いやすく、低コストで耐久性の高い路線計画、地域の地形・地質・降水量等の条件を踏まえた配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	15	15
			適切である	7		
			事業実施上問題ないが改善の余地がある	0		
路線開設(計画路線における施工上の工夫、地域の地形・地質・降水量等の条件を踏まえた配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	15	15		
	適切である	7				
	事業実施上問題ないが改善の余地がある	0				
植付(植付にあたり、苗木の乾燥、損傷を防ぐとともに、活着性を向上させるための具体的方法や、獣害防止対策を実施するにあたり、施設の耐久性や食害防止効果等が高くなるような効果的な工夫について提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式 9	4	4		
	適切である	2				
	事業実施上問題ないが改善の余地がある	0				
加点項目	現場従事者(作業員)の雇用形態(過去1年間)	現場従事者(作業員)の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である	様式 7	5	5	
		受注事業における現場従事者(作業員)の過半数が、直接雇用者・常用雇用者であるか。	2			
		現場従事者(作業員)の過半数が臨時雇用者又は下請企業の雇用者等である	0			
	労働福祉の状況、働き方改革の取組	林業退職金共済制度、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度等による退職金共済契約締結の事実があるか。	様式 6	5	5	
		従業員の一部について締結していない	0			
		作業の平準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休暇日数の確保に組織的に取り組んでいる。(注2)	様式 6	3		
	企業の信頼性	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(注3)	一般事業主行動計画を策定した企業で、5つの認定基準のうち、すべての基準を満たしその実績を厚労省のウェブサイト毎年に公表している	様式 6	5	5
			一般事業主行動計画を策定した企業で、5つの認定基準のうち、3つ又は4つの基準を満たしその実績を厚労省のウェブサイト毎年に公表している		3	
			一般事業主行動計画を策定した企業で、5つの認定基準のうち、1つ又は2つの基準を満たしその実績を厚労省のウェブサイト毎年に公表している		1	
			一般事業主行動計画の策定義務がない常時雇用者が300人以下の事業主が行動計画を策定している		1	
			一般事業主行動計画は作成していない		0	
			「プラチナくるみん認定企業」である		5	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画の策定状況。(注4)		「くるみん認定企業」である	3			
		「くるみん認定」の認定基準7、認定基準8及び認定基準9の基準を満たしている	1			
		上記のいずれにも該当しない	0			
		認定企業である	5			
		過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり、公告の日まで雇用が継続している	2			
		インターンシップの受け入れや合同説明会への出席、各種資格取得支援等若手の技術者や技能者の確保・育成に取り組んでいる	1			
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく「ユースエール認定企業」の認定の有無等。	上記のいずれにも該当しない	0				

評価項目		評価基準		様式	配点	得点		
加点項目	企業の信頼性	安全対策(過去1年間)	国有林野事業の発注事業で休業4日以上労働災害はないか。	4日以上労働災害なし	様式6	5	/	5
				4日以上労働災害あり		0		
		労働法に基づく認定事業主	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条の規定に基づき改善措置についての計画が適当である旨の認定を受けた事業主であるか。	認定を受けている	様式6	3	/	3
		認定を受けていない		0				
	不誠実な行為の有無(過去2年)	指名停止の処分または文書による指導・注意を受けたことがあるか。	受けたことがない	様式6	5	/	5	
			受けたことがある		0			
加点項目	企業の事業実績	同種事業の実績(過去15年度間)	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村の同種事業の実績があるか。	国有林の元請け実績がある	様式2	4	/	4
				国有林以外での元請け実績又は国有林の下請実績がある		2		
				上記以外の実績		0		
		事業成績(過去2年度間の平均)	事業成績評定点が一定以上あるか。ただし、共同事業体においては、事業成績評定がある構成員の平均点とする。	80点以上	様式2	4	/	4
				75点以上		2		
				65点以上		0		
	事業に関する表彰実績(過去10年間)	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村の実績があるか。	国有林からの表彰がある	様式2	4	/	4	
			国有林以外からの表彰がある		2			
			表彰がない		0			
	本店、支店又は営業所の所在地の有無	当該事業実施都道府県内に本店、支店又は営業所があるか。	本店がある	様式6	4	/	4	
			支店又は営業所がある		2			
			本店等がない		0			
低入札の有無(過去1年間)	素材生産事業又は、造林事業において、低入札の調査対象事業となったことがあるか。その際の結果はどうか。	調査対象となったことがないか、調査対象となった事業の成績評定がすべて80点以上である。	様式6	3	/	3		
		調査対象となり、かつ、いずれかの事業成績評定が80点未満である。		0				
配置予定技術者等の能力	配置予定の技術者(現場代理人)の事業経歴(過去15年度間)	国有林の元請け実績がある	様式3	4	/	4		
		国有林以外での元請け実績又は国有林の下請実績がある		2				
		上記以外の実績		0				
	配置予定の技術者(現場代理人)の保有資格	技術士、林業技士、作業士等、又は技術職員(造林又は素材生産の事業の実施に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者)がいるか。	複数の資格を有している	様式3	4	/	4	
			1つの資格を有している		2			
			資格を有していない		0			
配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者の路網整備に係る研修の受講状況	林野庁主催・実施の「低コスト作業路企画者養成研修」、「低コスト作業路技術者養成研修」、「路網作設オペレーター研修」及び「森林作業道作設オペレーター研修」、県主催・実施の林野庁主催・実施の「森林作業道作設オペレーター研修」と同等以上の研修の受講者がいるか。(注5)	低コスト作業路企画者(技術者)養成研修、路網作設オペレーター研修(中級以上)、森林作業道作設オペレーター研修又は県主催・実施の林野庁主催・実施の「森林作業道作設オペレーター研修」と同等以上の研修の受講者がいる	様式5	4	/	4		
		路網作設オペレーター研修(初級)の受講者がいる		2				
		研修受講者がいない		0				
		配置予定技術者等の継続教育(CPD)を実施しているか。	過去1年間に森林分野等での取得ポイントの証明がある				2	/
過去1年間に森林分野等での取得ポイントの証明がない			0					
加点項目	地域への貢献(注6)	災害協定等の有無	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村との協定等を現在結んでいる実績があるか。	国有林と協定を組んだ実績がある	様式6	3	/	3
				国有林以外と協定を組んだ実績がある		1		
				実績がない		0		
		防災活動に関する表彰の実績	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村からの表彰の実績があるか。	国有林からの表彰実績がある	様式6	3	/	3
				国有林以外からの表彰実績がある		1		
				実績がない		0		
	国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との植林協力等の取組実績はあるか。	国有林における実績がある	様式6	3	/	3	
			国有林以外での実績がある		1			
			実績がない		0			
	ボランティア活動の実績の有無	防災に資するボランティア活動の実績はあるか。	国有林での実績がある	様式6	3	/	3	
			国有林以外での実績がある		1			
			実績がない		0			
地域の民有林管理への貢献の取組	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けているか	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている(森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表された者に限る)	様式6	5	/	5		
		森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表されている		3				
		当該都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている		2				
	森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている	認定を受けている	上記のいずれにも該当しない		0	/	3	
			認定を受けている		3			
			認定を受けていない		0			
前年度に民有林における森林整備作業を請け負った実績がある。	実績がある	実績がある		2	/	2		
		実績がない		0				

288

注1:提出された企画書等において、評価項目に係る内容が記載されていない場合等には加点を行わない。

注2:働き方改革の取組は、完全週休2日制、変形労働時間制の導入や、年次有給休暇日数消化の取組を行い、健康で働きやすい職場環境の整備に取り組んでいるかを評価する。

注3:ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標で、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

注4:女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」及び次世代法に基づく「くるみん認定企業」の評価については、努力義務の企業のみ対象とする。

注5:「低コスト作業路企画者養成研修」及び「低コスト作業路技術者養成研修」とは、林業機械化センターで実施する都道府県及び関係団体の技術者向け研修である。

また、「森林作業道作設オペレーター研修」(旧路網作設オペレーター研修)とは、林野庁の助成を受けて行われる林業経営体向けの研修である。

注6:「地域への貢献」の実績については、発注森林管理局管内の実績を評価する。

従来の実施状況に関する情報

別紙 4

以下に示す情報は、平成28年度に民間競争入札を導入した箇所に係る情報である。

1. 北海道森林管理局

署等名	胆振東部森林管理署	事業箇所	白老郡白老町 白老国有林63は林小班外					
契約金額(千円)	124,200	事業期間	平成28年11月11日	～	平成31年2月28日			
樹種	トドマツ等	林齢	42～61年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	217	単木材積(m ³ /本)	0.26	平均林地傾斜(度)	20度未満			
間伐等面積(ha)	216	集造材材積(m ³)	10,000	森林作業道計画延長(m)	29,200			
ha当たり集造材材積(m ³)	46	生産コスト(円/m ³)	12,400	計画路網密度(m/ha)	135			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	10.0	6.6	3.5	3.9	4.2			
作業システム	ハーベスタ・ザウルス・グラブソー・チェーンソー(伐倒)→グラブ・フォワーダ(木寄・集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	伐倒・木寄・集材・路網開設に高性能林業機械を使用し、提案に基づき効果的な作業システムにより実施。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	52	52	90	90	76	76	217	100%
集造材材積(m ³)	2,916	3,802	4,984	4,916	2,100	4,730	13,448	134%
森林作業道整備延長(m)	4,830	4,730	17,415	15,795	6,440	11,700	32,225	112%

2. 北海道森林管理局

署等名	日高北部森林管理署	事業箇所	沙流郡平取町 振内国有林1009ろ林小班外					
契約金額(千円)	182,520	事業期間	平成28年9月21日	～	平成30年12月21日			
樹種	トドマツ等	林齢	32～58年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	206	単木材積(m ³ /本)	0.20	平均林地傾斜(度)	30度未満			
間伐等面積(ha)	410	集造材材積(m ³)	13,000	森林作業道計画延長(m)	59,185			
ha当たり集造材材積(m ³)	32	生産コスト(円/m ³)	14,000	計画路網密度(m/ha)	144			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	5.8	6.0	6.3	5.9	6.1			
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→グラブ(集材木寄)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ・グラブ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	現地条件により最適な作業機械の配置を行い生産性向上に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	100	100	203	203	92	92	396	100%
集造材材積(m ³)	2,794	2,855	6,500	7,373	3,900	3,781	14,009	106%
森林作業道整備延長(m)	13,900	12,800	33,185	29,190	12,100	17,445	59,435	100%

3. 北海道森林管理局

署等名	宗谷森林管理署	事業箇所	宗谷郡猿払村 小石国有林1018に林小班外					
契約金額(千円)	75,402	事業期間	平成28年9月16日	～	平成30年6月30日			
樹種	トドマツ等	林齢	38～56年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	299	単木材積(m ³ /本)	0.25	平均林地傾斜(度)	30度未満			
間伐等面積(ha)	172	集造材材積(m ³)	9,100	森林作業道計画延長(m)	25,500			
ha当たり集造材材積(m ³)	53	生産コスト(円/m ³)	8,300	計画路網密度(m/ha)	148			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	11.0	10.1	14.2	15.9	12.6			
作業システム	フェラーバンチャ・チェーンソー(伐倒)→ハーベスタ(伐木造材)→グラップル[ウインチ付き](木寄)→フォワーダ・バックホウ(集材)							
作業システム・実施方法の工夫	伐倒はフェラーバンチャとチェーンソーの併用により実施したが、可能な限りフェラーバンチャによる伐倒を優先し、ハーベスタによる造材作業との連動を意識し効率的な作業に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	74	74	67	67	31	31	172	100%
集造材材積(m ³)	2,630	3,818	4,760	5,189	1,710	1,682	10,689	117%
森林作業道整備延長(m)	11,700	13,980	9,100	11,730	4,700	4,690	30,400	119%

4. 北海道森林管理局

署等名	網走中部森林管理署	事業箇所	北見市 留辺薬国有林1034い林小班外					
契約金額(千円)	145,800	事業期間	平成28年10月13日	～	平成31年2月28日			
樹種	トドマツ等	林齢	42～84年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	305	単木材積(m ³ /本)	0.38	平均林地傾斜(度)	30度未満			
間伐等面積(ha)	263	集造材材積(m ³)	17,940	森林作業道計画延長(m)	37,680			
ha当たり集造材材積(m ³)	68	生産コスト(円/m ³)	8,100	計画路網密度(m/ha)	143			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	8.0	11.0	8.1	7.7	8.6			
作業システム	チェーンソー・ザウルス・グラップルソー(伐倒)→グラップル・グラップルソー(木寄)→ハーベスタ・プロセッサ(造材)→フォワーダ(集材)→グラップル・グラップルソー(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	伐倒作業はハーベスタではなく、ザウルス・グラップルソー及びチェーンソーで実施。植付作業については、地拵時に大型機械によるレーキ、クラッシャーを使用し、苗木運搬にはフォワーダを活用するなど運搬効率の向上を図った。また、植穴堀にはオーガを使用するなど造林作業の功程向上にも努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	61	61	127	127	75	75	263	100%
集造材材積(m ³)	3,710	5,266	9,030	7,717	5,200	5,898	18,881	105%
森林作業道整備延長(m)	10,705	8,115	25,895	21,745	14,740	14,225	44,085	86%
	計画	実績	樹種		トドマツ(コンテナ苗)			
地拵面積(ha)	6.13	6.13	備考:					
植付面積(ha)	6.13	6.13	・地拵・植付は3年目に実施					
数量(本)	15,000	15,000	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,447本					

5. 北海道森林管理局

署等名	渡島森林管理署	事業箇所	二海郡八雲町 セイヨウベツ国有林322い林小班外					
契約金額(千円)	174,960	事業期間	平成28年10月13日		～	平成30年11月30日		
樹種	トドマツ等	林齢	33～60年生		間伐方法	列状		
蓄積(m ³ /ha)	326	単木材積(m ³ /本)	0.30		平均林地傾斜(度)	30度未満		
間伐等面積(ha)	207	集造材材積(m ³)	13,700		森林作業道計画延長(m)	44,539		
ha当たり集造材材積(m ³)	66	生産コスト(円/m ³)	12,800		計画路網密度(m/ha)	215		
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		3年目	平均		
	8.0	11.1	11.1		12.0	11.2		
作業システム	チェーンソー・フェラーバンチャ(伐倒)→グラップル・グラップル[ウインチ付き](集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	伐倒造材等は基本的にフェラーバンチャ、ハーベスタで行うことにより作業の効率化を図った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	97	97	91	71	22	42	210	100%
集造材材積(m ³)	2,725	4,285	6,825	6,522	4,150	2,046	12,853	94%
森林作業道整備延長(m)	8,380	16,840	23,109	21,290	13,050	6,572	44,702	100%
	計画	実績	樹種		トドマツ(普通苗)			
					備考:			
地拵面積(ha)	3.14	3.14			・地拵・植付は3年目に実施			
植付面積(ha)	3.14	3.14			・ha当たり植付本数(本/ha) 2,694本			
数量(本)	8,460	8,460						

6. 東北森林管理局

署等名	盛岡森林管理署	事業箇所	岩手県岩手郡雫石町 男助山国有林671い3林小班外					
契約金額(千円)	203,040	事業期間	平成28年10月6日		～	平成30年12月27日		
樹種	スギ	林齢	28～49年生		間伐方法	列状		
蓄積(m ³ /ha)	279	単木材積(m ³ /本)	0.17		平均林地傾斜(度)	20		
間伐等面積(ha)	363	集造材材積(m ³)	12,150		森林作業道計画延長(m)	30,600		
ha当たり集造材材積(m ³)	33	生産コスト(円/m ³)	16,700		計画路網密度(m/ha)	84		
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		3年目	平均		
	6.0	5.7	6.0		7.0	6.3		
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル(木寄せ)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(集材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	作業仕組みは、基本形にこだわらず現場代理人、班長等が各作業の進捗を毎日確認し必要な作業に必要な人員を配置することで効率的な作業管理に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	86	86	182	182	95	95	364	100%
集造材材積(m ³)	2,500	2,609	4,980	3,555	4,670	3,921	10,085	83%
森林作業道整備延長(m)	7,400	7,370	14,700	8,240	8,500	4,235	19,845	65%
	計画	実績	樹種		スギ(コンテナ苗)			
					備考:			
地拵面積(ha)	—	—			・地拵作業はなし			
植付面積(ha)	4.02	4.02			・植付は3年目に実施			
数量(本)	8,900	8,900			・ha当たり植付本数(本/ha) 2,214本			

7. 東北森林管理局

署等名	秋田森林管理署	事業箇所	秋田県仙北市 相内沢山国有林1082は林小班外					
契約金額(千円)	163,080	事業期間	平成28年10月19日	～	平成31年2月28日			
樹種	スギ・カラマツ	林齢	46～82年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	585	単木材積(m ³ /本)	0.64	平均林地傾斜(度)	25			
間伐等面積(ha)	206	集造材材積(m ³)	13,000	森林作業道計画延長(m)	44,425			
ha当たり集造材材積(m ³)	63	生産コスト(円/m ³)	12,500	計画路網密度(m/ha)	215			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	6.5	5.1	6.4	6.9	6.1			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル(木寄せ集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	随時、無線機で人員の過不足を把握することで安全かつ効率的な作業を行った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	55	55	85	85	66	66	206	100%
集造材材積(m ³)	3,140	3,499	5,830	6,024	4,030	4,070	13,593	105%
森林作業道整備延長(m)	12,000	12,550	18,000	21,770	14,425	13,525	47,845	108%

8. 関東森林管理局

署等名	群馬森林管理署	事業箇所	群馬県高崎市 鷹の巣国有林235ろ1林小班外					
契約金額(千円)	281,232	事業期間	平成28年7月27日	～	平成31年2月28日			
樹種	スギ等	林齢	29～67年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	116～475	単木材積(m ³ /本)	0.08～0.42	平均林地傾斜(度)	15～35			
間伐等面積(ha)	236	集造材材積(m ³)	18,600	森林作業道計画延長(m)	58,900			
ha当たり集造材材積(m ³)	79	生産コスト(円/m ³)	15,100	計画路網密度(m/ha)	250			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.0	2.6	4.5	5.0	4.1			
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→グラップル[ウィンチ付](集材)→プロセッサ・ハーベスタ(造材)→フォワーダ(搬出)							
作業システム・実施方法の工夫	作業の進捗状況・現場の状況等作業員へ視覚的に認識させる手段として50mマス目を落とした図面を作成して情報共有を図り、トランシーバーを用いて一連の作業でボトルネックとなっている箇所へ迅速な対応を行った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	48	37	136	148	51	51	236	100%
集造材材積(m ³)	3,875	2,989	9,990	11,181	4,735	4,553	18,723	101%
森林作業道整備延長(m)	11,985	7,590	32,108	32,640	14,808	7,910	48,140	82%
	計画	実績	樹種		カラマツ、ヒノキ			
地拵面積(ha)	8.10	8.10	備考: ・カラマツ11,900本、ヒノキ4,300本					
植付面積(ha)	8.10	8.10	・地拵・植付は2年目、3年目に実施					
数量(本)	16,200	16,200	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,000本					

9. 関東森林管理局

署等名	天竜森林管理署	事業箇所	静岡県浜松市 瀬尻国有林831は林小班外					
契約金額(千円)	137,808	事業期間	平成28年9月21日	～	平成31年2月15日			
樹種	スギ等	林齢	28～126年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	421	単木材積(m ³ /本)	0.36	平均林地傾斜(度)	31			
間伐等面積(ha)	141	集造材材積(m ³)	6,430	森林作業道計画延長(m)	11,802			
ha当たり集造材材積(m ³)	46	生産コスト(円/m ³)	21,400	計画路網密度(m/ha)	84			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	5.0	3.8	3.4	3.5	3.5			
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→タワーヤーダ・スイングヤーダ・グラップル(木寄せ集材)→ハーベスタ・プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	当該箇所は林地傾斜が急峻であり、天竜地区の一般的な集材方法は架線集材(集材機)がメインとなるが、架設に要する時間を短縮できるタワーヤーダ及びスイングヤーダを用い、また、林道や作業道が隣接する伐採及び集材箇所はグラップル及びハーベスタを用いるなど、高性能機械の使用や作業配置を工夫した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	23	18	70	27	43	91	136	100%
集造材材積(m ³)	1,021	523	3,555	2,165	1,854	2,240	4,928	77%
森林作業道整備延長(m)	2,010	1,509	4,516	4,000	3,140	4,525	10,034	104%

10. 中部森林管理局

署等名	中信森林管理署	事業箇所	長野県塩尻市 奈良井国有林1537い林小班外					
契約金額(千円)	141,776	事業期間	平成28年9月13日	～	平成31年1月25日			
樹種	カラマツ等	林齢	47～89年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	396	単木材積(m ³ /本)	0.31	平均林地傾斜(度)	29			
間伐等面積(ha)	89	集造材材積(m ³)	8,580	森林作業道計画延長(m)	7,700			
ha当たり集造材材積(m ³)	96	生産コスト(円/m ³)	16,500	計画路網密度(m/ha)	87			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.0	4.5	5.3	5.6	5.1			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ・集材機(集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	・複数班体制を維持するため、高性能林業機械を購入(フォワーダ2台、スイングヤーダ1台)した。 ・林内運搬の効率化(5tタイプフォワーダによる運搬)、グラップル連動による集材とした。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	28	39	46	47	55	42	129	100%
集造材材積(m ³)	2,350	2,908	3,790	3,602	2,440	3,051	9,561	111%
森林作業道整備延長(m)	700	2,160	3,500	7,380	3,500	4,270	13,810	179%
	計画	実績	樹種		カラマツ(コンテナ苗)			
地拵面積(ha)	5.15	5.15	備考:					
植付面積(ha)	5.15	5.15	・地拵は1年目と2年目、植付は2年目に実施					
数量(本)	12,400	12,400	ha当たり植付本数(本/ha)		2,408本			

11. 中部森林管理局

署等名	飛騨森林管理署	事業箇所	岐阜県高山市 麦島国有林30い林小班外					
契約金額(千円)	114,713	事業期間	平成28年9月27日	～	平成30年8月31日			
樹種	ヒノキ等	林齢	47～59年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	323	単木材積(m ³ /本)	0.21	平均林地傾斜(度)	23			
間伐等面積(ha)	101	集造材材積(m ³)	7,000	森林作業道計画延長(m)	5,870			
ha当たり集造材材積(m ³)	69	生産コスト(円/m ³)	16,400	計画路網密度(m/ha)	58			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	6.0	4.7	4.6	4.1	4.5			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル・スイングヤーダ・集材機(集材)→ハーベスタ・プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	現場状況に合わせて担当作業を変更して人員配置を行い、現地状況に応じて列状・定性間伐を行った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	17	17	48	68	36	16	101	100%
集造材材積(m ³)	1,400	932	3,590	3,669	2,010	1,216	5,818	83%
森林作業道整備延長(m)	2,375	1,700	2,070	9,160	1,425	1,080	11,940	203%

12. 近畿中国森林管理局

署等名	岡山森林管理署	事業箇所	岡山県新見市 三光山国有林590は林小班外					
契約金額(千円)	64,561	事業期間	平成28年7月28日	～	平成30年12月10日			
樹種	スギ等	林齢	23～59年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	498	単木材積(m ³ /本)	0.25	平均林地傾斜(度)	29			
間伐等面積(ha)	142	集造材材積(m ³)	5,000	森林作業道計画延長(m)	10,000			
ha当たり集造材材積(m ³)	35	生産コスト(円/m ³)	12,900	計画路網密度(m/ha)	70			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	8.5	9.4	8.7	8.5	8.8			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ(木寄・集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・作業道に対して直角方向への列状間伐を行い、残存木の保護に努め、作業道作設から集運材に至る工程を車両系機械を活用し、セット作業による効率的で無駄のない作業とした。 ・搬出箇所を考慮した路網密度とし、最小限の幅員で地形の改変を少なくした路線を計画した。 ・幅員・切土高等林地傾斜に応じた施工で、根株を盛土部分に利用した。 							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	32	32	58	58	52	52	142	100%
集造材材積(m ³)	1,200	1,517	2,500	2,880	1,300	1,789	6,180	124%
森林作業道整備延長(m)	2,500	2,500	4,000	4,000	3,500	4,940	11,440	114%
	計画	実績	樹種		ヒノキ(コンテナ苗)			
地拵面積(ha)	—	—	備考:		・地拵作業はなし			
植付面積(ha)	1.40	1.40	・植付は2年目に実施		・防護柵設置0.8km			
数量(本)	2,940	2,940	・ha当たり植付本数(本/ha)		2,100本			

13. 近畿中国森林管理局

署等名	広島北部森林管理署	事業箇所	広島県安芸高田市 犬伏山国有林81い1林小班外					
契約金額(千円)	71,928	事業期間	平成28年7月13日	～	平成30年11月29日			
樹種	スギ等	林齢	23～52年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	415	単木材積(m ³ /本)	0.39	平均林地傾斜(度)	31			
間伐等面積(ha)	147	集造材材積(m ³)	4,500	森林作業道計画延長(m)	14,270			
ha当たり集造材材積(m ³)	31	生産コスト(円/m ³)	16,000	計画路網密度(m/ha)	97			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.2	9.6	6.1	10.1	7.8			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤード(集材)→ハーベスタ(造材)→運材車(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	機械作業において、作業者ごとに専属の機械を割り当て、安全の確保及び作業効率の向上を図った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	35	35	63	82	50	31	148	100%
集造材材積(m ³)	900	2,668	2,300	3,356	1,300	1,982	8,006	178%
森林作業道整備延長(m)	3,400	4,648	6,750	7,570	4,120	3,770	15,988	112%

14. 四国森林管理局

署等名	嶺北森林管理署	事業箇所	高知県吾川郡いの町 奥南川山国有林274り林小班外					
契約金額(千円)	193,320	事業期間	平成28年9月24日	～	平成31年3月9日			
樹種	スギ等	林齢	32～51年生	間伐方法	定性			
蓄積(m ³ /ha)	504	単木材積(m ³ /本)	0.25	平均林地傾斜(度)	30～35			
間伐等面積(ha)	89	集造材材積(m ³)	7,800	森林作業道計画延長(m)	10,240			
ha当たり集造材材積(m ³)	87	生産コスト(円/m ³)	24,800	計画路網密度(m/ha)	115			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	2.0	3.1	2.3	2.0	2.3			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル[ウインチ付き](木寄せ・集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	・作業地が遠いため1人増員し7名体制で実施した。 ・集造材距離を考慮した路網の配置を行い、効率的な集造材作業に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	13	14	26	26	49	49	89	100%
集造材材積(m ³)	1,201	1,292	3,898	4,661	2,701	3,133	9,086	116%
森林作業道整備延長(m)	2,100	1,900	8,140	5,300	0	2,615	9,815	96%

15. 九州森林管理局

署等名	熊本森林管理署	事業箇所	熊本県上益城郡山都町 上大矢国有林1149ぬ林小班外					
契約金額(千円)	62,294	事業期間	平成28年7月8日	～	平成31年3月10日			
樹種	スギ等	林齢	31～51年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	410	単木材積(m ³ /本)	0.32	平均林地傾斜(度)	26			
間伐等面積(ha)	105	集造材材積(m ³)	5,300	森林作業道計画延長(m)	5,720			
ha当たり集造材材積(m ³)	51	生産コスト(円/m ³)	11,800	計画路網密度(m/ha)	55			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.8	3.2	6.1	6.1	5.4			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル[ウィンチ付](集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材・巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	伐採から搬出に応じた人員配置、機械配置による生産性の向上に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	22	22	27	27	32	32	80	100%
集造材材積(m ³)	1,200	1,329	2,450	3,887	1,650	3,861	9,078	171%
森林作業道整備延長(m)	5,690	5,690	2,760	2,760	2,960	2,115	10,565	93%

16. 九州森林管理局

署等名	宮崎北部森林管理署	事業箇所	宮崎県東臼杵郡美郷町 榎葉国有林254い林小班外					
契約金額(千円)	54,216	事業期間	平成28年6月18日	～	平成30年12月20日			
樹種	スギ等	林齢	18～76年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	465	単木材積(m ³ /本)	0.36	平均林地傾斜(度)	28			
間伐等面積(ha)	73	集造材材積(m ³)	5,000	森林作業道計画延長(m)	225			
ha当たり集造材材積(m ³)	69	生産コスト(円/m ³)	10,800	計画路網密度(m/ha)	3			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	5.0	5.2	3.9	2.5	4.0			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→集材機・スイングヤーダ(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	集材の量(土場)と造材の工程を調整した、間断のない生産に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		3年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	23	26	35	35	15	11	73	100%
集造材材積(m ³)	1,600	1,724	1,950	1,611	1,450	651	3,986	80%
森林作業道整備延長(m)	225	225	0	0	0	0	225	100%

※間伐面積は小数点以下四捨五入した数値である。

従来の実施状況に関する情報

以下に示す情報は、平成29年度に民間競争入札を導入した箇所に係る情報である。

1. 北海道森林管理局

署等名	上川中部森林管理署	事業箇所	上川郡美瑛町 美瑛国有林1015い林小班外			
契約金額(千円)	41,688	事業期間	平成29年9月20日	～	平成31年2月28日	
樹種	トドマツ等	林齢	38～76年生	間伐方法	列状	
蓄積(m ³ /ha)	347	単木材積(m ³ /本)	0.25	平均林地傾斜(度)	30度未満	
間伐等面積(ha)	67	集造材材積(m ³)	4,000	森林作業道計画延長(m)	7,258	
ha当たり集造材材積(m ³)	60	生産コスト(円/m ³)	10,400	計画路網密度(m/ha)	108	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	6.0	5.2	4.0		4.4	
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→グラップル・グラップル[ウィンチ付](木寄集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	傾斜に応じ可能な限りハーベスタ伐倒を優先し伐倒作業の効率化を図った。					
実施状況						
	1年目		2年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績		実績
間伐面積(ha)	42	27	25	40	67	100%
集造材材積(m ³)	2,460	1,599	1,540	2,339	3,938	98%
森林作業道整備延長(m)	4,300	7,050	2,958	3,000	10,050	138%
	計画	実績	樹種		カラマツ・トドマツ(コンテナ苗)	
地拵面積(ha)	3.53	3.53	備考: カラマツ3,264本、トドマツ5,208本			
植付面積(ha)	3.53	3.53	・地拵・植付は2年目に実施			
数量(本)	8,472	8,742	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,400本			

2. 北海道森林管理局

署等名	網走西部森林管理署	事業箇所	紋別郡遠軽町 白滝国有林2102と林小班外			
契約金額(千円)	88,560	事業期間	平成29年10月12日	～	平成31年2月28日	
樹種	トドマツ等	林齢	34～57年生	間伐方法	列状	
蓄積(m ³ /ha)	191	単木材積(m ³ /本)	0.17	平均林地傾斜(度)	30度以上 35度未満	
間伐等面積(ha)	90	集造材材積(m ³)	5,600	森林作業道計画延長(m)	16,585	
ha当たり集造材材積(m ³)	62	生産コスト(円/m ³)	15,800	計画路網密度(m/ha)	185	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	10.0	4.1	3.8		3.9	
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→グラップル(木寄集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)					
作業システム・実施方法の工夫	各作業を効率的に実施できるよう、作業条件により機械配置を変えるなど、遊びのない効果的な機械配置に努めた。					
実施状況						
	1年目		2年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績		実績
間伐面積(ha)	26	26	64	64	90	100%
集造材材積(m ³)	1,680	1,465	3,920	3,771	5,236	94%
森林作業道整備延長(m)	4,400	6,420	12,185	13,350	19,770	119%

3. 北海道森林管理局

署等名	網走南部森林管理署	事業箇所	斜里郡清里町 清里国有林1033ほ林小班外					
契約金額(千円)	235,440	事業期間	平成29年9月6日	～	令和2年2月28日			
樹種	トドマツ等	林齢	31～60年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	292	単木材積(m ³ /本)	0.32	平均林地傾斜(度)	20度未満			
間伐等面積(ha)	351	集造材材積(m ³)	20,000	森林作業道計画延長(m)	54,472			
ha当たり集造材材積(m ³)	57	生産コスト(円/m ³)	11,800	計画路網密度(m/ha)	155			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	7.0	6.2	6.9	—	6.6			
作業システム	ハーベスタ・チェーンソー(伐倒)→グラップル・ハーベスタ(木寄せ集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	ザウルスロボによる路網作設を先行し、ハーベスタ伐倒による作業を基本とした作業の効率化を図った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐面積(ha)	84	84	135	135	132	—	219	100%
集造材材積(m ³)	4,870	5,740	8,610	9,014	6,520	—	14,754	109%
森林作業道整備延長(m)	13,965	4,730	18,972	18,530	21,535	—	23,260	71%

4. 北海道森林管理局

署等名	渡島森林管理署	事業箇所	久遠郡せたな町 富里国有林5273い林小班外			
契約金額(千円)	75,600	事業期間	平成29年10月12日	～	平成31年3月31日	
樹種	トドマツ	林齢	53～56年生	間伐方法	列状	
蓄積(m ³ /ha)	459	単木材積(m ³ /本)	0.59	平均林地傾斜(度)	30度未満	
間伐等面積(ha)	90	集造材材積(m ³)	5,700	森林作業道計画延長(m)	14,618	
ha当たり集造材材積(m ³)	63	生産コスト(円/m ³)	13,300	計画路網密度(m/ha)	163	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目			平均
	10.0	7.2	9.7			8.4
作業システム	フェラーバンチャ・チェーンソー(伐倒)→グラップル・グラップル[ウィンチ付](集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)					
作業システム・実施方法の工夫	伐倒作業は、フェラーバンチャによる作業を優先し、チェーンソーによる伐倒作業低減に努めた。					
実施状況						
	1年目		2年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐面積(ha)	48	48	42	42	90	100%
集造材材積(m ³)	1,700	2,460	4,000	3,088	5,540	97%
森林作業道整備延長(m)	4,400	12,290	10,218	5,230	17,520	120%

5. 東北森林管理局

署等名	青森森林管理署	事業箇所	青森市 久栗坂山国有林310い1林小班外					
契約金額(千円)	81,972	事業期間	平成29年8月29日		～	令和2年1月15日		
樹種	スギ	林齢	33～103年生		間伐方法	列状・定性		
蓄積(m ³ /ha)	317	単木材積(m ³ /本)	0.26		平均林地傾斜(度)	20		
間伐面積(ha)	104	集造材材積(m ³)	5,422		森林作業道計画延長(m)	22,000		
ha当たり集造材材積(m ³)	52	生産コスト(円/m ³)	15,100		計画路網密度(m/ha)	212		
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		3年目	平均		
	5.3	3.6	3.1		—	3.2		
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→チェーンソー・ハーベスタ(造材)グラップル→フォワーダ(集材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	掘り出した根株は、盛土法面の保護のため路肩の補強材として利用した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐面積(ha)	20	20	54	54	30	—	74	100%
集造材材積(m ³)	1,116	1,176	2,867	2,662	1,439	—	3,838	96%
森林作業道整備延長(m)	5,400	3,880	9,700	17,455	6,900	—	21,335	141%

6. 東北森林管理局

署等名	三八上北森林管理署	事業箇所	十和田市 生内国有林17い林小班外			
契約金額(千円)	59,184	事業期間	平成29年8月10日		～	平成31年1月11日
樹種	トドマツ等	林齢	52～65年生		間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	373	単木材積(m ³ /本)	0.34		平均林地傾斜(度)	18
間伐等面積(ha)	130	集造材材積(m ³)	5,221		森林作業道計画延長(m)	17,910
ha当たり集造材材積(m ³)	40	生産コスト(円/m ³)	11,300		計画路網密度(m/ha)	138
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目			平均
	4.0	4.2	6.9			5.6
作業システム	チェーンソー(伐倒)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(集材)→グラップル(巻立)					
作業システム・実施方法の工夫	伐倒以外は、全て機械作業で行い、フォワーダの走行に支障とならないよう現地発生材を用いて簡易的な排水処理を行った。					
実施状況						
	1年目		2年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐面積(ha)	47	47	84	84	131	100%
集造材材積(m ³)	1,876	1,897	3,345	3,565	5,462	105%
森林作業道整備延長(m)	8,840	6,720	9,070	6,065	12,785	71%

7. 東北森林管理局

署等名	秋田森林管理署湯沢支署	事業箇所	雄勝郡羽後町 大黒沢国有林85へ林小班外		
契約金額(千円)	97,200	事業期間	平成29年8月8日	～	平成30年12月22日
樹種	スギ	林齢	42～107年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	239	単木材積(m ³ /本)	0.87	平均林地傾斜(度)	22
間伐等面積(ha)	86	集造材材積(m ³)	8,352	森林作業道計画延長(m)	29,200
ha当たり集造材材積(m ³)	97	生産コスト(円/m ³)	11,600	計画路網密度(m/ha)	339
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	8.0	4.4	5.3		5.2
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル・ハーベスタ(木寄)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)				
作業システム・実施方法の工夫	出材量を毎日把握し、出材量が落ちた場合にどこの工程に問題があるのか洗い出しを行い、路網の修復、機械の交換、オペレータの交代など速やかな対処を行った。				
実施状況					
	1年目		2年目		2年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	34	6	52	81	80 100%
集造材材積(m ³)	3,388	798	4,964	8,645	9,443 113%
森林作業道整備延長(m)	5,720	4,730	10,530	10,660	15,390 95%
	計画	実績	樹種		スギ(コンテナ苗)
	地拵面積(ha)	—	備考: ・地拵作業はなし		
植付面積(ha)	0.95	0.84	・植付は2年目に実施		
数量(本)	2,150	1,900	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,263本		

8. 関東森林管理局

署等名	塩那森林管理署	事業箇所	大田原市 西ノ入国有林28は1林小班外			
契約金額(千円)	185,220	事業期間	平成29年7月25日	～	令和1年11月29日	
樹種	スギ等	林齢	25～64年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	577	単木材積(m ³ /本)	0.51	平均林地傾斜(度)	23	
間伐等面積(ha)	120	集造材材積(m ³)	15,000	森林作業道計画延長(m)	19,800	
ha当たり集造材材積(m ³)	125	生産コスト(円/m ³)	12,300	計画路網密度(m/ha)	165	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均	
	6.0	6.9	8.2	—	7.5	
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル・グラップル[ウィンチ付]・トラクタ(木寄集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)					
作業システム・実施方法の工夫	・主伐を優先に計画を組み、後の工程管理については進行状況に合わせて、間伐や造林作業を行った。 ・チェーンソー2名先行伐倒→各沢ごとに作業道伐倒(バックホウ路網開設)→間伐 ・路線は、全木集材可能な地形＝トラクタにより全木集材材、急傾斜地・軟弱地質＝路線を最小限にしワイヤー集材→フォワーダ運材					
実施状況						
	1年目		2年目		3年目	2年目合計
	計画	実績	計画	実績	計画 実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	28	28	58	58	34 —	80 100%
集造材材積(m ³)	6,160	8,010	7,780	8,455	1,060 —	16,465 118%
森林作業道整備延長(m)	8,800	8,870	9,000	8,950	2,000 —	17,820 100%
	計画	実績	樹種		スギ(コンテナ苗)、ヒノキ(普通苗)	
	地拵面積(ha)	23.39	11.64	備考: スギ216,000本、ヒノキ26,300本		
植付面積(ha)	23.39	11.75	・地拵は1,2年目、植付は2,3年目に実施			
数量(本)	47,900	24,063	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,048本			

9. 中部森林管理局

署等名	木曾森林管理署	事業箇所	木曾郡王滝村 王滝国有林2132い林小班外					
契約金額(千円)	107,460	事業期間	平成29年10月5日	～	令和1年12月26日			
樹種	カラマツ等	林齢	41～84年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	296	単木材積(m ³ /本)	0.22	平均林地傾斜(度)	19			
間伐等面積(ha)	124	集造材材積(m ³)	5,850	森林作業道計画延長(m)	10,100			
ha当たり集造材材積(m ³)	47	生産コスト(円/m ³)	18,400	計画路網密度(m/ha)	81			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.2	6.0	5.6	—	5.7			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	森林作業道のぬかるみ対策として、末木枝条や小丸太を敷き、安定してフォワーダが稼働できるようにした。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	23	15	53	39	48	—	54	71%
集造材材積(m ³)	1,200	1,165	2,400	3,354	2,250	—	4,519	126%
森林作業道整備延長(m)	2,000	0	5,480	6,981	2,620	—	6,981	93%

10. 近畿中国森林管理局

署等名	鳥取森林管理署	事業箇所	八頭郡智頭町外 沖ノ山国有林57い林小班外					
契約金額(千円)	114,372	事業期間	平成29年7月25日	～	令和1年11月30日			
樹種	スギ等	林齢	26～73年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	179	単木材積(m ³ /本)	0.37	平均林地傾斜(度)	25			
間伐等面積(ha)	298	集造材材積(m ³)	8,420	森林作業道計画延長(m)	19,000			
ha当たり集造材材積(m ³)	28	生産コスト(円/m ³)	13,600	計画路網密度(m/ha)	64			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	10.0	15.5	12.8	—	13.5			
作業システム	ハーベスタ・フェラーバンチャー・チェーンソー(伐倒)→グラップル・グラップル[ウインチ付](木寄)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	・作業路開設時に地質・立木に合わせてバックホーとフェラーバンチャーを使い分け、集材時はウインチ付きグラップルを使用し、造材は立木も伐採できるハーベスタを使用した。 ・作業路の距離が伸びても対応できるようにフォワーダを2台使用した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	71	71	119	119	109	—	190	100%
集造材材積(m ³)	1,700	1,751	3,500	3,804	3,220	—	5,555	107%
森林作業道整備延長(m)	5,000	2,200	8,000	6,500	6,000	—	8,700	67%

11. 近畿中国森林管理局

署等名	岡山森林管理署	事業箇所	新見市 古谷国有林528い林小班外					
契約金額(千円)	145,800	事業期間	平成29年9月12日	～	令和1年12月6日			
樹種	スギ等	林齢	29～67年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	449	単木材積(m ³ /本)	0.30	平均林地傾斜(度)	33			
間伐等面積(ha)	255	集造材材積(m ³)	12,040	森林作業道計画延長(m)	32,600			
ha当たり集造材材積(m ³)	47	生産コスト(円/m ³)	12,100	計画路網密度(m/ha)	128			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	5.5	4.3	6.3	—	5.9			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル[ウインチ付](集材)→プロセッサ(造材)→グラップル・フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 作業道に対して直角方向への列状間伐を行い、残存木の保護に努め、作業道作設から集運材に至る工程を車両系機械を活用し効率的に実施した。 作業道の路線検討にあたってはセット作業により無駄な伐開を避け、最小限の規模で実施した。 必要最小限の作設で効率的な集材が可能であるように路線を計画。安定した地形・地質の場所を選定した計画路線で、一部には、既設森林作業道の状態を考慮し、別ルートに作設した。 							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	44	18	121	121	57	—	139	84%
集造材材積(m ³)	2,442	934	5,944	6,251	3,654	—	7,185	86%
森林作業道整備延長(m)	6,400	6,400	2,000	1,200	6,200	—	7,600	90%

12. 近畿中国森林管理局

署等名	奈良森林管理事務所	事業箇所	吉野郡野迫川村 荒神山国有林812い林小班外					
契約金額(千円)	170,532	事業期間	平成29年7月14日	～	令和2年3月19日			
樹種	スギ等	林齢	31～87年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	338	単木材積(m ³ /本)	0.18	平均林地傾斜(度)	30			
間伐等面積(ha)	351	集造材材積(m ³)	4,100	森林作業道計画延長(m)	5,200			
ha当たり集造材材積(m ³)	12	生産コスト(円/m ³)	41,600	計画路網密度(m/ha)	15			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.0	4.0	5.9	—	5.2			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→集材機・スイングヤーダ(集材)→ハーベスタ・プロセッサ(造材)→フォワーダ・トラック(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 間伐(車両系) 列状間伐(1伐2残) 伐倒:チェーンソー、集材:スイングヤーダ、集造材:ハーベスタ、運搬:フォワーダ 間伐(一部架線系) 列状間伐(1伐3残) 伐倒:チェーンソー、集材:架線集材機、造材:プロセッサ、運搬:トラック 間伐作業の難易度を考えながら人員配置、高性能機械を配置する。また、工程をできるだけ減らす。 							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	29	29	230	230	92	—	259	100%
集造材材積(m ³)	820	1,126	2,434	2,814	846	—	3,940	121%
森林作業道整備延長(m)	1,500	2,010	3,700	0	—	—	2,010	39%
	計画	実績	樹種		スギ、ヒノキ(コンテナ苗)			
地拵面積(ha)	—	—	備考:					
植付面積(ha)	2.49	—	・地拵・植付は3年目に実施					
数量(本)	5,299	—	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,128本					

13. 近畿中国森林管理局

署等名	山口森林管理事務所	事業箇所	山口市 滑山国有林12ほ林小班外					
契約金額(千円)	65,880	事業期間	平成29年10月24日	～	令和2年3月11日			
樹種	スギ等	林齢	19～67年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	149	単木材積(m ³ /本)	0.33	平均林地傾斜(度)	24			
間伐等面積(ha)	159	集造材材積(m ³)	4,055	森林作業道計画延長(m)	6,349			
ha当たり集造材材積(m ³)	25	生産コスト(円/m ³)	16,200	計画路網密度(m/ha)	40			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.0	3.0	3.5	—	3.4			
作業システム	フェラーバンチャー(伐倒、集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	作業道作設と木寄せ集材は場所により、フェラーバンチャーザウルス、ウインチ付きグラップル、ハーベスタを使い分け、集造材の効率化を図った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	24	2	107	123	28	—	125	95%
集造材材積(m ³)	400	295	2,355	2,010	1,300	—	2,305	84%
森林作業道整備延長(m)	2,000	840	3,756	2,520	593	—	3,360	58%

14. 四国森林管理局

署等名	徳島森林管理署	事業箇所	三好市 檜尾国有林20い林小班外					
契約金額(千円)	161,784	事業期間	平成29年7月4日	～	令和1年11月29日			
樹種	スギ等	林齢	32～58年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	502	単木材積(m ³ /本)	0.37	平均林地傾斜(度)	18～26			
間伐等面積(ha)	111	集造材材積(m ³)	9,100	森林作業道計画延長(m)	15,800			
ha当たり集造材材積(m ³)	82	生産コスト(円/m ³)	17,800	計画路網密度(m/ha)	142			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	8.0	11.2	13.4	—	12.6			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ・グラップル(木寄せ集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	作業道専門の作業班、搬出作業専門の作業班など各作業に特化した人員を配置した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	20	20	40	40	51	—	60	100%
集造材材積(m ³)	1,900	2,046	3,600	4,005	3,600	—	6,051	110%
森林作業道整備延長(m)	7,000	8,518	5,070	5,626	3,730	—	14,144	117%

15. 四国森林管理局

署等名	四万十森林管理署	事業箇所	禰原町 五郎畑山国有林4045い林小班外					
契約金額(千円)	237,557	事業期間	平成29年8月22日	～	令和2年1月31日			
樹種	スギ等	林齢	28～45年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	487	単木材積(m ³ /本)	0.33	平均林地傾斜(度)	30			
間伐等面積(ha)	147	集造材材積(m ³)	12,500	森林作業道計画延長(m)	11,380			
ha当たり集造材材積(m ³)	85	生産コスト(円/m ³)	19,000	計画路網密度(m/ha)	77			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	3.7	4.1	4.2	—	4.2			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ・グラブプル[ウインチ付]・集材機(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラブプル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	・積雪時期には伐倒作業を中心に計画するなど気象条件に沿った作業計画とした。 ・ザウルスロボ(カッター付き)導入し、路網作設において作業の効率化、労働者負担軽減と安全性を高めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	30	25	67	60	50	—	85	87%
集造材材積(m ³)	3,050	3,444	4,750	5,800	4,700	—	9,244	119%
森林作業道整備延長(m)	4,300	4,930	6,100	6,490	980	—	11,420	110%

16. 四国森林管理局

署等名	四万十森林管理署	事業箇所	宿毛市 惣師山国有林1058い林小班外					
契約金額(千円)	205,200	事業期間	平成29年8月22日	～	令和2年1月31日			
樹種	スギ等	林齢	49～60年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	493	単木材積(m ³ /本)	0.27	平均林地傾斜(度)	25～30			
間伐面積(ha)	123	集造材材積(m ³)	10,000	森林作業道計画延長(m)	16,725			
ha当たり集造材材積(m ³)	81	生産コスト(円/m ³)	20,500	計画路網密度(m/ha)	136			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	3.8	4.4	4.5	—	4.5			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラブプル[ウインチ付](集材)→プロセッサ(プロセッサ)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	・伐倒と集材の作業をセットで行い、造材と運材をセットで行うことで作業工程のギャップを取り除いた。 ・集材に繊維ロープを使用し労働軽減を図った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	25	28	61	46	37	—	74	86%
集造材材積(m ³)	2,000	2,448	5,000	5,352	3,000	—	7,800	111%
森林作業道整備延長(m)	1,700	2,770	10,580	5,205	4,445	—	7,975	65%

17. 四国森林管理局

署等名	嶺北森林管理署	事業箇所	吾川郡いの町 奈辺良谷国有林258い1林小班外			
契約金額(千円)	99,360	事業期間	平成29年7月11日	～	平成31年3月9日	
樹種	スギ等	林齢	39～62年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	556	単木材積(m ³ /本)	0.28	平均林地傾斜(度)	25～35	
間伐等面積(ha)	42	集造材材積(m ³)	3,800	森林作業道計画延長(m)	4,000	
ha当たり集造材材積(m ³)	91	生産コスト(円/m ³)	26,100	計画路網密度(m/ha)	96	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	2.7	4.3	3.0		3.1	
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル(木寄)→プロセッサ(造材)→フォワーダ・架線(集材)					
作業システム・実施方法の工夫	森林作業道作設を先行するとともに、架線作業については、熟練者を配置するよう計画した。					
実施状況						
	1年目		2年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	7	7	35	35	42	99%
集造材材積(m ³)	510	655	3,290	4,005	4,660	123%
森林作業道整備延長(m)	2,550	3,400	1,450	2,967	6,367	159%

18. 四国森林管理局

署等名	高知中部森林管理署	事業箇所	香美市 サイニヨウ国有林66ね林小班外					
契約金額(千円)	115,560	事業期間	平成30年2月28日	～	令和2年3月10日			
樹種	スギ等	林齢	53～62年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	614	単木材積(m ³ /本)	0.33	平均林地傾斜(度)	30～35			
間伐等面積(ha)	61	集造材材積(m ³)	5,000	森林作業道計画延長(m)	6,530			
ha当たり集造材材積(m ³)	82	生産コスト(円/m ³)	23,100	計画路網密度(m/ha)	107			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.5	2.9	4.3	—	4.2			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→集材機・スイングヤーダ・プロセッサ・グラップル(木寄集材)→チェーンソー(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	適切な人員の配置で作業効率を考えたシステムとした。森林作業道と架線作業を併用し、架線下までフォワーダで運材し、そこから架線で集積場まで運材した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	11	2	28	18	23	—	20	50%
集造材材積(m ³)	50	83	2,950	1,900	2,000	—	1,983	66%
森林作業道整備延長(m)	0	0	3,580	2,800	2,950	—	2,800	78%

19. 九州森林管理局

署等名	佐賀森林管理署	事業箇所	鹿島市 本城国有林1066た林小班外			
契約金額(千円)	45,144	事業期間	平成29年7月28日	～	平成30年12月14日	
樹種	ヒノキ等	林齢	36～62年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	367	単木材積(m ³ /本)	0.28	平均林地傾斜(度)	24	
間伐等面積(ha)	77	集造材材積(m ³)	2,410	森林作業道計画延長(m)	12,780	
ha当たり集造材材積(m ³)	31	生産コスト(円/m ³)	18,700	計画路網密度(m/ha)	165	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	6.5	6.3	3.5		5.4	
作業システム	チェーンソー(伐倒)→フェラーバンチャー(集材)→プロセッサ・ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	適正な路網配置により高性能機械の機動性を確保した。					
実施状況						
	1年目		2年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	23	38	55	39	77	100%
集造材材積(m ³)	1,180	3,067	1,230	859	3,920	163%
森林作業道整備延長(m)	2,315	4,150	10,465	8,630	12,780	100%

20. 九州森林管理局

署等名	大分西部森林管理署	事業箇所	宇佐市 中州国有林51ほ林小班外			
契約金額(千円)	42,984	事業期間	平成29年7月19日	～	平成31年2月28日	
樹種	スギ等	林齢	36～60年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	515	単木材積(m ³ /本)	0.40	平均林地傾斜(度)	23	
間伐等面積(ha)	56	集造材材積(m ³)	3,300	森林作業道計画延長(m)	4,290	
ha当たり集造材材積(m ³)	59	生産コスト(円/m ³)	13,000	計画路網密度(m/ha)	77	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	5.3	5.3	5.9		5.7	
作業システム	ハーベスタチェーンソー(伐倒)→グラップル・スイングヤーダ(集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	ハーベスタの活用による伐倒、集材、造材を行い生産性の向上に努めた。					
実施状況						
	1年目		2年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	26	14	30	41	56	100%
集造材材積(m ³)	1,500	1,310	1,800	3,428	4,738	144%
森林作業道整備延長(m)	1,990	1,990	2,300	5,200	7,190	168%

21. 九州森林管理局

署等名	西都児湯森林管理署	事業箇所	児湯郡都農町 川北尾鈴国有林1047か林小班外					
契約金額(千円)	95,904	事業期間	平成29年7月8日	～	令和1年12月13日			
樹種	スギ等	林齢	23～75年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	327	単木材積(m ³ /本)	0.26	平均林地傾斜(度)	28			
間伐等面積(ha)	144	集造材材積(m ³)	4,750	森林作業道計画延長(m)	11,735			
ha当たり集造材材積(m ³)	33	生産コスト(円/m ³)	20,200	計画路網密度(m/ha)	82			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	5.0	6.5	5.1	—	5.6			
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→グラップル・スイングヤーダ(集材)→プロセッサ・ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	伐採から搬出に応じた人員配置と適切な機械配置により生産性の向上に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	35	8	77	77	32	—	85	76%
集造材材積(m ³)	1,440	1,848	1,890	2,168	1,420	—	4,016	121%
森林作業道整備延長(m)	3,130	1,800	4,865	4,500	3,740	—	6,300	79%

22. 九州森林管理局

署等名	宮崎南部森林管理署	事業箇所	日南市 小松国有林58る林小班外					
契約金額(千円)	83,981	事業期間	平成29年7月11日	～	令和2年2月28日			
樹種	スギ等	林齢	32～55年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	535	単木材積(m ³ /本)	0.41	平均林地傾斜(度)	24			
間伐等面積(ha)	97	集造材材積(m ³)	7,200	森林作業道計画延長(m)	13,645			
ha当たり集造材材積(m ³)	74	生産コスト(円/m ³)	11,700	計画路網密度(m/ha)	141			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	6.0	6.3	4.4	—	5.1			
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→グラップル・フェラーバンチャ(集材)→プロセッサ・ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	高性能林業機械をフルに活用した間断のない搬出により生産性の向上に努めた。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	24	23	42	27	31	—	50	76%
集造材材積(m ³)	2,310	2,425	2,900	2,845	199	—	5,270	101%
森林作業道整備延長(m)	3,000	3,230	7,230	8,161	3,415	—	11,391	111%

23. 九州森林管理局

署等名	鹿児島森林管理署	事業箇所	始良郡湧水町 川添国有林1032に林小班外					
契約金額(千円)	102,600	事業期間	平成29年7月20日	～	令和2年3月13日			
樹種	スギ等	林齢	26～62年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	172	単木材積(m ³ /本)	0.17	平均林地傾斜(度)	23			
間伐等面積(ha)	144	集造材材積(m ³)	9,750	森林作業道計画延長(m)	11,980			
ha当たり集造材材積(m ³)	68	生産コスト(円/m ³)	10,500	計画路網密度(m/ha)	83			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.8	4.9	4.2	—	4.6			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→プロセッサ(造材)→グラップル(集材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	適正な路網配置により高性能機械をフルに活用した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		2年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	52	52	39	42	53	—	94	103%
集造材材積(m ³)	2,755	2,147	4,090	1,530	2,900	—	3,677	54%
森林作業道整備延長(m)	4,980	4,000	4,950	2,900	2,050	—	6,900	69%
	計画	実績	樹種	スギ(コンテナ苗)				
地拵面積(ha)	—	—	備考:					
植付面積(ha)	19.97	—	・植付は2、3年目に実施					
数量(本)	50,000	—	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,504本					

※間伐面積は小数点以下四捨五入した数値である。

従来の実施状況に関する情報

以下に示す情報は、平成30年度に民間競争入札を導入した箇所に係る情報である。

1. 北海道森林管理局

署 等 名	石狩森林管理署	事業箇所	恵庭市・千歳市 恵庭・千歳国有林5140ろ林小班外					
契約金額(千円)	136,080	事業期間	平成30年9月21日	～	令和2年12月21日			
樹 種	トドマツ等	林 齢	38～71年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	225	単木材積(m ³ /本)	0.29	平均林地傾斜(度)	20度未満			
間伐等面積(ha)	400	集造材材積(m ³)	15,200	森林作業道計画延長(m)	50,798			
ha当たり集造材材積(m ³)	38	生産コスト(円/m ³)	9,000	計画路網密度(m/ha)	127			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均			
	8.0	5.2	—		5.2			
作業システム	フェラバンチャ・ハーベスタ・チェーンソー(伐倒)→グラップル(木寄せ集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	森林作業道作設はフェラバンチャザウルス、伐倒はフェラバンチャザウルス・チェーンソー、木寄せ・積込・巻立はグラップル、運材はフォワーダでの作業をシステム化し効率的に作業を実施した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐面積(ha)	59	59	213	—	128	—	59	100%
集造材材積(m ³)	2,884	2,847	7,881	—	4,435	—	2,847	99%
森林作業道整備延長(m)	11,520	10,160	28,240	—	22,320	—	10,160	88%

2. 北海道森林管理局

署 等 名	空知森林管理署	事業箇所	芦別市 落辺国有林3322ろ林小班外					
契約金額(千円)	255,852	事業期間	平成30年9月14日	～	令和3年2月28日			
樹 種	トドマツ等	林 齢	46～55年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	191	単木材積(m ³ /本)	0.19	平均林地傾斜(度)	20度未満			
間伐等面積(ha)	489	集造材材積(m ³)	23,000	森林作業道計画延長(m)	70,030			
ha当たり集造材材積(m ³)	47	生産コスト(円/m ³)	11,100	計画路網密度(m/ha)	143			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均			
	7.0	5.6	—		5.6			
作業システム	チェーンソー・ハーベスタ(伐倒)→グラップルウインチ・ブルウインチ(集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)							
作業システム・実施方法の工夫	作業システムの提案を基本に、作業条件に応じ遊びのない適切な機械配置に努め、効率的に作業を実施した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐面積(ha)	76	76	252	—	161	—	76	100%
集造材材積(m ³)	5,037	3,456	11,500	—	6,463	—	3,456	69%
森林作業道整備延長(m)	21,000	15,455	32,500	—	16,530	—	15,455	74%

3. 北海道森林管理局

署 等 名	留萌北部森林管理署	事業箇所	初山別村 初山別国有林2225い林小班外			
契約金額(千円)	62,986	事業期間	平成30年11月22日	～	令和2年3月20日	
樹 種	トドマツ	林 齢	39～64年生	間伐方法	列状	
蓄積(m ³ /ha)	159	単木材積(m ³ /本)	0.22	平均林地傾斜(度)	20度未満	
間伐等面積(ha)	193	集造材材積(m ³)	4,000	森林作業道計画延長(m)	19,200	
ha当たり集造材材積(m ³)	21	生産コスト(円/m ³)	15,700	計画路網密度(m/ha)	99	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	6.7	10.3	—		10.3	
作業システム	チェーンソー・フェラパンチャ(伐倒)→グラップル・フェラパンチャ(木寄)→ハーベスタ(造材)→グラップル・フォワーダ(集運材)					
作業システム・実施方法の工夫	作業システムの提案を基本に、作業条件に応じ遊びのない適切な機械配置に務め、効率的に作業を実施した。					
実施状況						
	1年目		2年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績		実績
間伐面積(ha)	58	56	135	—	56	96%
集造材材積(m ³)	1,530	2,060	2,470	—	2,060	135%
森林作業道整備延長(m)	4,000	0	9,441	—	0	0%

4. 北海道森林管理局

署 等 名	根釧西部森林管理署	事業箇所	厚岸町 真滝国有林214い林小班外			
契約金額(千円)	162,000	事業期間	平成30年9月19日	～	令和1年12月27日	
樹 種	カラマツ等	林 齢	47～59年生	間伐方法	列状	
蓄積(m ³ /ha)	209	単木材積(m ³ /本)	0.26	平均林地傾斜(度)	20度未満	
間伐等面積(ha)	368	集造材材積(m ³)	15,400	森林作業道計画延長(m)	34,413	
ha当たり集造材材積(m ³)	42	生産コスト(円/m ³)	10,500	計画路網密度(m/ha)	93	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	9.0	8.2	—		8.2	
作業システム	フェラパンチャ・ハーベスタ・チェーンソー(伐倒)→グラップル・単胴ラジコンウィンチ(木寄)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	伐倒作業:①傾斜25度未満はハーベスタ造材→フォワーダ集材→土場選別巻立 ②急傾斜はチェーンソー伐倒→グラップル又は単胴ラジコンウィンチによる木寄→ハーベスタ造材→フォワーダ集材→土場選別巻立 路網開設:フェラパンチャザウルスによる伐倒・木揃え・表土ブロック積工法による波型線形(縦方向・横方向)による開設。また幅員ギリギリの立木は伐倒しないで極力残すことで路肩の強度を保つなど工夫に努めた。					
実施状況						
	1年目		2年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績		実績
間伐面積(ha)	126	114	243	—	114	90%
集造材材積(m ³)	5,120	5,610	10,280	—	5,610	110%
森林作業道整備延長(m)	15,900	14,440	18,513	—	14,440	91%

5. 北海道森林管理局

署等名	根釧東部森林管理署	事業箇所	中標津町・別海町 開陽・別海国有林512い林小班外		
契約金額(千円)	106,920	事業期間	平成30年11月29日	～	令和1年12月27日
樹種	トドマツ等	林齢	33～65年生	間伐方法	列状・帯状・定性
蓄積(m ³ /ha)	174	単木材積(m ³ /本)	0.20	平均林地傾斜(度)	20度未満
間伐面積(ha)	257	集造材材積(m ³)	9,440	森林作業道計画延長(m)	28,975
ha当たり集造材材積(m ³)	37	生産コスト(円/m ³)	11,300	計画路網密度(m/ha)	113
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	11.0	10.7	—		10.7
作業システム	フェラバンチャ・ハーベスタ・チェーンソー(伐倒)→グラップルウインチ付(集材)→ハーベスタ・プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)				
作業システム・実施方法の工夫	作業システムの提案を基本に、作業条件に応じ遊びのない適切な機械配置に務め、効率的に作業を実施した。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐面積(ha)	122	122	135	—	122 100%
集造材材積(m ³)	3,280	4,303	6,160	—	4,303 131%
森林作業道整備延長(m)	14,350	19,430	18,805	—	19,430 135%

6. 東北森林管理局

署等名	津軽森林管理署金木支署	事業箇所	五所川原市 太田山国有林528い林小班外		
契約金額(千円)	87,480	事業期間	平成30年8月21日	～	令和2年1月31日
樹種	スギ等	林齢	37～157年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	340	単木材積(m ³ /本)	0.18	平均林地傾斜(度)	25
間伐等面積(ha)	108	集造材材積(m ³)	6,630	森林作業道計画延長(m)	16,545
ha当たり集造材材積(m ³)	61	生産コスト(円/m ³)	13,200	計画路網密度(m/ha)	153
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	7.0	8.9	—		8.9
作業システム	フェラバンチャ・チェーンソー(伐倒)→グラップルウインチ付(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(集材)→グラップル(巻立)				
作業システム・実施方法の工夫	路肩の軟弱な箇所では、掘り起こした根株や伐採した立木の端材を利用し土留めを行い、機械の走行に支障をきたさない路網作設を実行した。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐面積(ha)	31	31	77	—	31 100%
集造材材積(m ³)	2,045	2,097	4,585	—	2,097 103%
森林作業道整備延長(m)	5,545	7,210	11,000	—	7,210 130%

7. 東北森林管理局

署等名	三陸北部森林管理署	事業箇所	宮古市 南田代山国有林341い1林小班外				
契約金額(千円)	162,000	事業期間	平成30年8月21日	～	令和2年12月10日		
樹種	カラマツ等	林齢	44～81年生	間伐方法	列状・定性		
蓄積(m ³ /ha)	200	単木材積(m ³ /本)	0.23	平均林地傾斜(度)	25		
間伐等面積(ha)	268	集造材材積(m ³)	12,000	森林作業道計画延長(m)	19,130		
ha当たり集造材材積(m ³)	45	生産コスト(円/m ³)	13,500	計画路網密度(m/ha)	71		
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均		
	5.3	4.9	—	—	4.9		
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル(木寄)→ハーベスタ・プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)						
作業システム・実施方法の工夫	日報の管理を適切に行い、人員と機械の配置を工夫することで作業の能率を向上させた。						
実施状況							
	1年目		2年目		3年目	1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	達成率
間伐等面積(ha)	34	62	52	—	34	62	182%
集造材材積(m ³)	2,690	3,199	6,096	—	3,214	3,199	119%
森林作業道整備延長(m)	1,120	1,985	12,580	—	5,430	1,985	177%
	計画	実績	樹種		カラマツ(コンテナ苗)		
地拵面積(ha)	—	—	備考:				
植付面積(ha)	22.73	—	・植付は1～3年目に実施				
数量(本)	45,550	—	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,004本				

8. 東北森林管理局

署等名	仙台森林管理署	事業箇所	丸森町 東山国有林502い1林小班外			
契約金額(千円)	43,200	事業期間	平成30年8月17日	～	令和1年10月31日	
樹種	スギ等	林齢	30～45年生	間伐方法	列状	
蓄積(m ³ /ha)	395	単木材積(m ³ /本)	0.35	平均林地傾斜(度)	24.57	
間伐等面積(ha)	48	集造材材積(m ³)	2,400	森林作業道計画延長(m)	9,950	
ha当たり集造材材積(m ³)	50	生産コスト(円/m ³)	18,000	計画路網密度(m/ha)	206	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	6.0	2.3	—		2.3	
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル(集積)→プロセッサ(造材)→クローラ(搬出)					
作業システム・実施方法の工夫	伐倒は、3名で実施、集積・造材・運材は、各1名ずつの3名体制を基本として作業を実施した。					
実施状況						
	1年目		2年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	21	21	27	—	21	100%
集造材材積(m ³)	625	653	1,775	—	653	104%
森林作業道整備延長(m)	4,500	3,490	5,450	—	3,490	78%

9. 関東森林管理局

署等名	塩那森林管理署	事業箇所	那珂川町 大山田上郷国有林17い1林小班外					
契約金額(千円)	133,217	事業期間	平成30年7月19日	～	令和3年3月19日			
樹種	スギ等	林齢	33～103年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	430	単木材積(m ³ /本)	0.30	平均林地傾斜(度)	23			
間伐等面積(ha)	108	集造材材積(m ³)	9,400	森林作業道計画延長(m)	26,621			
ha当たり集造材材積(m ³)	87	生産コスト(円/m ³)	14,200	計画路網密度(m/ha)	247			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	8.0	5.5	—	—	5.5			
作業システム	フェラーバンチャ・チェーンソー(伐倒)→グラップル(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	・一連の作業ができるよう人員を配置することで使用機械全体の稼働率を高めた。 ・対象森林の事前踏査を行い、山林内の現況を的確に確認し、適切な路網作設が可能となる場所を選定する。 岩の有無、土の状況、斜面の傾斜や作設後の切り盛り等を勘案し、無理な線形とならないように配慮し、既存の路網がある場合には、可能な限り補修・拡張して活用した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	33	33	44	—	31	—	33	100%
集造材材積(m ³)	2,400	3,667	4,245	—	2,755	—	3,667	153%
森林作業道整備延長(m)	9,023	7,774	10,736	—	6,862	—	7,774	86%

10. 関東森林管理局

署等名	群馬森林管理署	事業箇所	上野村 鍋割国有林43い林小班外			
契約金額(千円)	116,640	事業期間	平成30年8月22日	～	令和2年3月19日	
樹種	スギ等	林齢	34～63年生	間伐方法	列状	
蓄積(m ³ /ha)	126～549	単木材積(m ³ /本)	0.24～0.53	平均林地傾斜(度)	21～35	
間伐等面積(ha)	69	集造材材積(m ³)	6,000	森林作業道計画延長(m)	8,390	
ha当たり集造材材積(m ³)	86	生産コスト(円/m ³)	19,400	計画路網密度(m/ha)	121	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均	
	4.0	4.5	—		4.5	
作業システム	フェラーバンチャ・チェーンソー(伐倒)→スイングヤード・ウインチ付グラップル(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ・トラック(運材)→グラップル(巻立)					
作業システム・実施方法の工夫	・森林作業道の作設は、フェラーバンチャザウルスロボで行うことで作業の効率化を図った。 ・帯状複層伐では、集造材後枝条をまとめて速やかに残し幅に運搬することで地拵え作業を一体的に行うとともに、植付作業では、苗木運搬にフォワーダを利用し作業の効率化を図った。 ・急傾斜地では、スイングヤード等で集木して、路網を少なめにすることで林地保全に努めた。					
実施状況						
	1年目		2年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	34	22	35	—	22	64%
集造材材積(m ³)	2,335	2,873	3,665	—	2,873	123%
森林作業道整備延長(m)	5,390	3,560	3,000	—	3,560	66%
	計画	実績	樹種 : スギ・カラマツ(コンテナ苗)			
地拵面積(ha)	8.03	4.18	備考: ・地拵作業は1年目に実施			
植付面積(ha)	8.03	—	・植付は2年目に実施			
数量(本)	16,200	—	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,017本			

11. 関東森林管理局

署等名	静岡森林管理署	事業箇所	富士宮市 富士山国有林28い林小班外					
契約金額(千円)	114,480	事業期間	平成31年1月22日	～	令和2年12月15日			
樹種	ヒノキ等	林齢	36～85年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	268～541	単木材積(m ³ /本)	0.20～0.53	平均林地傾斜(度)	6～19			
間伐等面積(ha)	118	集造材材積(m ³)	9,200	森林作業道計画延長(m)	32,600			
ha当たり集造材材積(m ³)	78	生産コスト(円/m ³)	12,400	計画路網密度(m/ha)	277			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.6	3.5	—	—	3.5			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→ザウルスロボ・グラブ(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	作業システムについては、上記を基本としつつ、集材に関しては場所によって簡易架線での集材を検討した。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	4	4	85	—	28	—	4	100%
集造材材積(m ³)	300	256	4,876	—	4,024	—	256	85%
森林作業道整備延長(m)	6,400	2,212	20,000	—	6,200	—	2,212	35%

12. 中部森林管理局

署等名	木曽森林管理署	事業箇所	木曽郡木曽町 新高国有林811へ林小班外					
契約金額(千円)	85,644	事業期間	平成30年7月25日	～	令和2年10月31日			
樹種	カラマツ等	林齢	44～63年生	間伐方法	列状			
蓄積(m ³ /ha)	376	単木材積(m ³ /本)	0.19	平均林地傾斜(度)	16			
間伐等面積(ha)	91	集造材材積(m ³)	4,670	森林作業道計画延長(m)	9,750			
ha当たり集造材材積(m ³)	51	生産コスト(円/m ³)	18,300	計画路網密度(m/ha)	107			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	4.0	4.5	—	—	4.5			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ・ウインチ付グラブ(集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)							
作業システム・実施方法の工夫	・森林作業道のぬかるみ対策として、末木枝条や小丸太を敷き、安定してフォワーダが稼働できるようにした。 ・スイングヤーダでの集材時にはワイヤー以外にナイロンロープを使用し、荷掛手の負担を減らした。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	19	26	50	—	21	—	26	132%
集造材材積(m ³)	1,000	867	2,600	—	1,100	—	867	87%
森林作業道整備延長(m)	4,300	2,994	4,250	—	1,200	—	2,994	70%

13. 中部森林管理局

署等名	飛騨森林管理署	事業箇所	高山市清見町 三尾山国有林49い林小班外		
契約金額(千円)	98,280	事業期間	平成30年6月21日	～	令和1年11月29日
樹種	カラマツ等	林齢	41～65年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	403	単木材積(m ³ /本)	0.43	平均林地傾斜(度)	30
間伐等面積(ha)	110	集造材材積(m ³)	6,500	森林作業道計画延長(m)	3,000
ha当たり集造材材積(m ³)	59	生産コスト(円/m ³)	15,100	計画路網密度(m/ha)	27
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	7.7	8.2	—		8.2
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ・ウインチ付グラップル(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)				
作業システム・実施方法の工夫	・路網開設から運搬まで一連の作業が円滑に進むようにした。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	27	14	82	—	14 52%
集造材材積(m ³)	2,000	2,034	4,500	—	2,034 102%
森林作業道整備延長(m)	2,500	1,040	1,350	—	1,040 42%

14. 近畿中国森林管理局

署等名	滋賀森林管理署	事業箇所	甲賀市 三郷山国有林113ほ林小班外		
契約金額(千円)	66,960	事業期間	平成30年7月12日	～	令和2年2月28日
樹種	ヒノキ等	林齢	34～66年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	540	単木材積(m ³ /本)	0.31	平均林地傾斜(度)	25
間伐等面積(ha)	119	集造材材積(m ³)	2,200	森林作業道計画延長(m)	12,105
ha当たり集造材材積(m ³)	18	生産コスト(円/m ³)	30,400	計画路網密度(m/ha)	102
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	4.5	4.9	—		4.9
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップルウインチ・ロングリーチグラップル(集材)→チェーンソー・プロセッサ(造材)→グラップル・フォワーダ(運材)				
作業システム・実施方法の工夫	・現地材(根株)は、作業道の切土面に据え置き、雨水による浸食抑えに利用した。 ・林内の枝条等については、重機により可能な限りかき集め、人力での手間をなくした。 ・植付においては、保護伐で作設した路網を活用しフォワーダによる資材の運搬を行った。 ・県内の業者から苗木を仕入れ、作業に応じた本数のみを現場に届けてもらうことにより、乾燥等を防いだ。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	71	71	49	—	71 100%
集造材材積(m ³)	770	1,216	1,430	—	1,216 158%
森林作業道整備延長(m)	3,450	3,642	6,100	—	3,642 106%
	計画	実績	樹種 : ヒノキ(コンテナ苗)		
地拵面積(ha)	—	—	備考:		
植付面積(ha)	2.99	—	・植付は2年目に実施 ・防護柵設置1.16km		
数量(本)	6,578	—	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,200本		

15. 近畿中国森林管理局

署等名	和歌山森林管理署	事業箇所	印南市・日高川町 川又野々川国有林53い林小班外					
契約金額(千円)	158,598	事業期間	平成30年7月7日	～	令和3年3月22日			
樹種	スギ等	林齢	48～58年生	間伐方法	列状・定性			
蓄積(m ³ /ha)	464	単木材積(m ³ /本)	0.24	平均林地傾斜(度)	38			
間伐等面積(ha)	131	集造材材積(m ³)	10,000	森林作業道計画延長(m)	13,827			
ha当たり集造材材積(m ³)	76	生産コスト(円/m ³)	15,900	計画路網密度(m/ha)	106			
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均			
	3.0	3.4	—	—	3.4			
作業システム	チェーンソー(伐倒)→チェーンソー・プロセッサ(造材)→グラップル(積込)→フォワーダ(運材・苗木運搬)							
作業システム・実施方法の工夫	労働生産性を確認しながら、安全かつ効率的に作業を行った。							
実施状況								
	1年目		2年目		3年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	65	8	36	—	29	—	8	12%
集造材材積(m ³)	2,580	1,911	3,460	—	3,960	—	1,911	74%
森林作業道整備延長(m)	2,118	1,346	2,657	—	9,052	—	1,346	64%
	計画	実績	樹種		スギ・ヒノキ(コンテナ苗)			
	地拵面積(ha)	—	—	備考:				
植付面積(ha)	14.12	—	・植付は3年目に実施		・防護柵設置5.76km			
数量(本)	30,018	—	・ha当たり植付本数(本/ha)		2,126本			

16. 近畿中国森林管理局

署等名	島根森林管理署	事業箇所	邑智郡美郷町 竹山国有林261ろ林小班外			
契約金額(千円)	46,764	事業期間	平成30年11月9日	～	令和1年12月20日	
樹種	スギ等	林齢	36～68年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	167	単木材積(m ³ /本)	0.37	平均林地傾斜(度)	34	
間伐面積(ha)	43	集造材材積(m ³)	3,770	森林作業道計画延長(m)	6,645	
ha当たり集造材材積(m ³)	89	生産コスト(円/m ³)	12,400	計画路網密度(m/ha)	156	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目			平均
	7.0	10.0	—			10.0
作業システム	チェーンソー・フェラバンチャ[ウインチ付](伐倒)→グラップル・フェラバンチャ[ウインチ付]・ハーベスタ[ウインチ付](集材)→グラップル・フェラバンチャ[ウインチ付](積込)→フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	・全体の工程をシステム化し、連携を強化して手待ち時間を全てなくし効率化を図る。また、状況に合わせて始業、終業時間にミーティングを行い常に工程を修正し、漫然とした作業を排除した。 ・防護柵設置、植付については資材や苗木の運搬にフォワーダ等を活用し作業の効率化を図った。					
実施状況						
	1年目		2年目		1年目合計	
	計画	実績	計画	実績	実績	達成率
間伐等面積(ha)	6	6	37	—	6	93%
集造材材積(m ³)	1,320	1,515	5,000	—	1,515	115%
森林作業道整備延長(m)	1,730	1,060	4,915	—	1,060	61%
	計画	実績	樹種		スギ・ヒノキ(コンテナ苗)	
	地拵面積(ha)	—	—	備考:		
植付面積(ha)	3.85	—	・植付は2年目に実施		・防護柵設置2.12km	
数量(本)	8,306	—	・ha当たり植付本数(本/ha)		2,157本	

17. 四国森林管理局

署等名	愛媛森林管理署	事業箇所	喜多郡内子町 小田深山国有林66い林小班外		
契約金額(千円)	84,780	事業期間	平成30年9月11日	～	令和2年3月20日
樹種	スギ等	林齢	53～54年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	435	単木材積(m ³ /本)	0.27	平均林地傾斜(度)	30
間伐等面積(ha)	52	集造材材積(m ³)	3,500	森林作業道計画延長(m)	4,675
ha当たり集造材材積(m ³)	68	生産コスト(円/m ³)	24,200	計画路網密度(m/ha)	90
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	3.5	1.6	—		1.6
作業システム	チェーンソー(伐倒)→スイングヤーダ(木寄)→プロセッサ(集造材)				
作業システム・実施方法の工夫	・当初10名体制で実施するが、他の現場が終了後増員して作業に当たる。 ・路網間隔50～100mの作業道上でウインチ付きグラップルにより移動しながら集材を行う。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	4	5	48	—	5 125%
集造材材積(m ³)	1,000	817	2,500	—	817 82%
森林作業道整備延長(m)	1,650	1,856	3,025	—	1,856 112%
	計画	実績	樹種		スギ(コンテナ苗)
地拵面積(ha)	—	—	備考:		
植付面積(ha)	4.25	—	・植付は2年目に実施		
数量(本)	10,650	—	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,506本		

18. 四国森林管理局

署等名	四十万森林管理署	事業箇所	高岡郡栲原町 高申山国有林4036い林小班外			
契約金額(千円)	122,040	事業期間	平成30年9月11日	～	令和3年3月9日	
樹種	ヒノキ等	林齢	49年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	401	単木材積(m ³ /本)	0.18	平均林地傾斜(度)	35	
間伐等面積(ha)	86	集造材材積(m ³)	6,000	森林作業道計画延長(m)	5,490	
ha当たり集造材材積(m ³)	70	生産コスト(円/m ³)	20,300	計画路網密度(m/ha)	64	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均	
	3.2	3.4	—	—	3.4	
作業システム	チェーンソー(伐倒)→集材機・スイングヤーダ・プロセッサ・グラップル(木寄集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	・無理な路網開設はさけ架線集材を有効に取り入れ木材の搬出を行った。 ・列状間伐と定性間伐を取り入れ場所にあった間伐を実施した。					
実施状況						
	1年目		2年目		3年目	1年目合計
	計画	実績	計画	実績	計画 実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	1	2	59	—	26 2	200%
集造材材積(m ³)	100	240	3,500	—	2,400 240	240%
森林作業道整備延長(m)	1,100	900	3,170	—	1,220 900	82%

19. 四国森林管理局

署等名	高知中部森林管理署	事業箇所	香美市 東熊山国有林40い林小班外		
契約金額(千円)	91,260	事業期間	平成30年8月16日	～	令和2年3月8日
樹種	スギ等	林齢	55～58年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	591	単木材積(m ³ /本)	0.45	平均林地傾斜(度)	25～35
間伐等面積(ha)	64	集造材材積(m ³)	4,600	森林作業道計画延長(m)	2,900
ha当たり集造材材積(m ³)	72	生産コスト(円/m ³)	19,800	計画路網密度(m/ha)	45
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	3.5	5.0	—		5.0
作業システム	チェーンソー(伐倒)→集材機・グラブプル[ウインチ付](集材)→ハーベスタ(造材)→グラブプル(巻立)→フォワーダ・ダンプトラック(運材)				
作業システム・実施方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 架線による集材は、H型集材で残存木の損傷を最低限にとどめ、作業道周辺の搬出は、繊維ロープを使用し安全性を高め、労働強度の低減を図った。 林業機械の適正な配置で無理、無駄のない作業システムとした。 				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	25	24	39	—	24 96%
集造材材積(m ³)	1,800	1,705	2,800	—	1,705 95%
森林作業道整備延長(m)	600	495	2,300	—	495 83%

20. 四国森林管理局

署等名	安芸森林管理署	事業箇所	安芸郡北川村 グドウジ谷山国有林1119い林小班外			
契約金額(千円)	152,280	事業期間	平成30年7月20日	～	令和3年3月13日	
樹種	スギ等	林齢	53～63年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	638	単木材積(m ³ /本)	0.35	平均林地傾斜(度)	35	
間伐等面積(ha)	88	集造材材積(m ³)	8,100	森林作業道計画延長(m)	4,250	
ha当たり集造材材積(m ³)	92	生産コスト(円/m ³)	18,800	計画路網密度(m/ha)	48	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均	
	4.1	3.1	—	—	3.1	
作業システム	チェーンソー(伐倒)→集材機・スイングヤーダ(集材)→プロセッサ(造材)→運搬車・フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	作業区域の広さを活かし、森林作業道の作設、架線集材、車両系集材を同時に行う作業別人員配置数とした。					
実施状況						
	1年目		2年目		3年目	1年目合計
	計画	実績	計画	実績	計画 実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	20	36	40	—	28 —	36 180%
集造材材積(m ³)	1,800	3,279	2,700	—	3,600 —	3,279 182%
森林作業道整備延長(m)	2,100	770	2,150	—	— —	770 37%

21. 九州森林管理局

署等名	宮崎森林管理署	事業箇所	宮崎市 本田野国有林69む林小班外		
契約金額(千円)	113,940	事業期間	平成30年7月3日	～	令和2年2月20日
樹種	スギ	林齢	39～74年生	間伐方法	列状
蓄積(m ³ /ha)	1,241	単木材積(m ³ /本)	0.95	平均林地傾斜(度)	29
間伐等面積(ha)	83	集造材材積(m ³)	8,770	森林作業道計画延長(m)	16,641
ha当たり集造材材積(m ³)	106	生産コスト(円/m ³)	13,000	計画路網密度(m/ha)	201
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	4.5	5.1	—		5.1
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル・スイングヤーダ(集材)→チェーンソー・プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)				
作業システム・実施方法の工夫	林地に応じた路網配置によるスイングヤーダの活用と高性能機械による造材と運材を行った。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	
間伐等面積(ha)	26	26	57	—	26 100%
集造材材積(m ³)	2,900	3,342	5,870	—	3,342 115%
森林作業道整備延長(m)	4,200	4,200	12,441	—	4,200 100%

22. 九州森林管理局

署等名	宮崎森林管理署都城支署	事業箇所	小林市 大平国有林2005ほ林小班外		
契約金額(千円)	135,324	事業期間	平成30年7月10日	～	令和2年3月20日
樹種	スギ等	林齢	29～55年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	444	単木材積(m ³ /本)	0.34	平均林地傾斜(度)	25
間伐等面積(ha)	158	集造材材積(m ³)	8,570	森林作業道計画延長(m)	27,950
ha当たり集造材材積(m ³)	54	生産コスト(円/m ³)	15,800	計画路網密度(m/ha)	177
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	7.0	5.7	—		5.7
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル・スイングヤーダ(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)→グラップル(巻立)				
作業システム・実施方法の工夫	林地に応じた路網配置によるスイングヤーダの活用と高性能機械による造材と運材を行った。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	
間伐等面積(ha)	101	91	52	—	91 90%
集造材材積(m ³)	2,980	2,398	5,590	—	2,398 80%
森林作業道整備延長(m)	15,895	9,890	12,055	—	9,890 62%
	計画	実績	樹種 スギ(コンテナ苗)		
地拵面積(ha)	—	—	備考:		
植付面積(ha)	4.92	—	・植付は2年目に実施		
数量(本)	10,000	—	・ha当たり植付本数(本/ha) 2,033本		

23. 九州森林管理局

署等名	北薩森林管理署	事業箇所	伊佐市 十層国有林2063ぬ林小班外		
契約金額(千円)	54,756	事業期間	平成30年8月1日	～	令和2年1月31日
樹種	スギ等	林齢	30～46年生	間伐方法	列状・定性
蓄積(m ³ /ha)	380	単木材積(m ³ /本)	0.29	平均林地傾斜(度)	22
間伐等面積(ha)	103	集造材材積(m ³)	2,860	森林作業道計画延長(m)	3,390
ha当たり集造材材積(m ³)	28	生産コスト(円/m ³)	19,100	計画路網密度(m/ha)	33
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目		平均
	5.5	6.0	—		6.0
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル(集材)→プロセッサ(造材)→グラップル・フォワーダ(運材)				
作業システム・実施方法の工夫	伐採から搬出に応じた人員配置と機械配置により生産性の向上に努めた。				
実施状況					
	1年目		2年目		1年目合計
	計画	実績	計画	実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	25	22	78	—	22 88%
集造材材積(m ³)	910	1,064	1,660	—	1,064 117%
森林作業道整備延長(m)	3,390	3,390	—	—	3,390 100%

24. 九州森林管理局

署等名	大隅森林管理署	事業箇所	肝属郡錦江町 内ノ牧国有林3045い林小班外			
契約金額(千円)	96,876	事業期間	平成30年7月5日	～	令和3年3月19日	
樹種	スギ等	林齢	22～60年生	間伐方法	列状・定性	
蓄積(m ³ /ha)	284	単木材積(m ³ /本)	0.22	平均林地傾斜(度)	25	
間伐等面積(ha)	150	集造材材積(m ³)	6,280	森林作業道計画延長(m)	21,150	
ha当たり集造材材積(m ³)	42	生産コスト(円/m ³)	15,400	計画路網密度(m/ha)	141	
労働生産性(m ³ /人・日)	本事業での目標	1年目	2年目	3年目	平均	
	3.3	3.9	—	—	3.9	
作業システム	チェーンソー(伐倒)→グラップル[ウインチ付](集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)					
作業システム・実施方法の工夫	グラップル(ウインチ付)を有効に稼働させ、高性能林業機械による造材と運材とした。					
実施状況						
	1年目		2年目		3年目	1年目合計
	計画	実績	計画	実績	計画 実績	実績 達成率
間伐等面積(ha)	36	36	—	—	—	36 100%
集造材材積(m ³)	1,540	1,547	2,170	—	2,570	1,547 100%
森林作業道整備延長(m)	6,335	6,324	8,630	—	6,185	6,324 100%

※間伐面積は小数点以下四捨五入した数値である。

実施状況調査表

〇〇森林管理署(令和〇〇年度報告分)

事業名:〇〇〇〇〇〇事業
 請負者:〇〇〇〇
 実施期間(当年度実績):令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
 間伐面積:契約数量(通期分)〇〇〇ha、当該年度実施数量(実績)×××ha
 集造材積:契約数量(通期分)〇〇〇〇m³、当該年度実施数量(実績)××××m³
 調査者 監督職員 〇〇〇〇、確認者 検査職員 〇〇〇〇

評価項目		評価		指示事項	
		提案を上回る	提案と同等	事業の質を確保するまでの課題	
1	工程管理(間伐等数量、路線開設延長及び補付の年度別数量計画を踏まえた進捗管理が適切に実施されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
2	技術の向上(研修従事者(作業員)の技術向上及び技術指導、研修、講習会の開催、参加、資格取得の取組が構築され、実施されているか及び、労働生産性(労働生産性の向上に向けた数値目標が達成されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
3	自然環境への配慮(作業時の周辺環境の保全や開設した路線の維持管理が適切に実施されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
4	安全対策(作業時の安全確保の取組が適切に実施されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
5	間伐等の実施方法(伐採率を遵守しつつ、林分全体として偏りのない適切な立木密度を確保するほか、的確な更新が図られるよう確保を基本とした伐採方法や間伐等材の利用促進(選材、選別)するための具体的な対応が行われているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
6	残存木の保全(間伐等、路線整備における残存木保全の配慮事項が実施されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
7	作業システム(低コストで効率的な間伐等及び補付(枝条整理等、苗木運搬・積付)を実施するための作業システムが構築され、実施されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
8	路線計画(地形条件等を踏まえ、低コストで耐久性の高い路線計画が作成され、施工に反映されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
9	路線開設(計画路線において、適切な施工上の工夫が検討され、施工に反映されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
10	補付(補付に当たり、苗木の乾燥、損傷等を防ぐとともに活着性を向上させるための具体的な方法や獣害防止対策を実施するに当たり、施設の耐久性や食害防止効果等を高くするような効果的な工夫について実施されているか)	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			
11	事業を通じて、雇用の安定や新規雇用の拡大等の経営の体質強化を図り、現場従事者(作業員)の技術・技能向上、林業機械の稼働率を向上させる等の生産性を向上させる取組を行っているか。	提案を上回る 提案と同等 提案を下回るが標準以上 標準程度			

注1:「評価」欄は、該当項目に○を付すこと。(企画提案の無い評価項目及びこの評価により低い評価項目については、評価しないものとし理由を記載すること。)

注2:「指示事項」欄には、請負者への指示内容を記載すること。

注3:森林管理局及び林野庁への報告に当たっては、請負者から提出された事業報告書、労働生産性に係る数値指標、図面、写真等を添付すること。

注4:実施状況が標準を著しく下回る水準(仕様を満たさない)場合は、当該評価項目「評価」欄に○を付す、内容を「事業の質を確保するまでの課題」欄に記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇〇株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇



競争参加資格確認申請書兼企画提案書の提出について

令和 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇〇事業に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記とおり書類を添えて申請します。

記

- 1 誓約書及び全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- 2 同種事業の実績(様式2)
- 3 配置予定の技術者(現場代理人)の資格・経験(様式3)
- 4 配置予定の技能者の保有資格等(様式4)
- 5 配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者の路網整備に係る研修の受講状況(様式5)
- 6 経営・安全管理等の状況(様式6)
- 7 作業員の雇用形態(様式7)
- 8 事業計画の工程管理(様式8)
- 9 事業計画上の考慮事項(様式9)
- 10 様式2～9に係る添付資料
- 11 問い合わせ先
担当者名 〇〇 〇〇
部 署 〇〇(株) 〇〇部〇〇課
電話番号 (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

(用紙A 4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
代表者 〇〇〇株式会社
代表取締役社長
山川 林太郎

印

誓 約 書

弊社及び弊社従業員にあつては、下記の各事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」(平成18年法律第51号)第10条各号(第11号を除く。)の欠格事由に該当する者でないこと、また、同条第4号及び第6号から第9号までに該当する者を再委任先としないこと。
- 2 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
- 3 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」9(2)に規定する手続をした者を除く。)でないこと。
- 4 税の滞納がないこと、労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
- 5 提出した競争参加資格確認申請書兼企画提案書の内容は事実と相違ないこと。

提出書類一覧

様式名称	添付書類	提出確認	(省略する場合)
様式 2	契約書(写)	提出 / <input checked="" type="radio"/> 省略	【記載例】〇〇森林管理署、〇〇年度〇〇地区 〇〇事業(〇月〇日入札)に提出済み。(内容に 異同はない。)
	事業成績評定通知 書(写)	提出 / 省略	
様式 3	契約書(写)	提出 / 省略	
	資格者証(写)	提出 / 省略	
様式 4	修了証等(写)	提出 / 省略	
様式 5	修了証等(写)	提出 / 省略	
様式 6			
様式 7			
様式 8			
様式 9	参考図書(必要に応 じて)	有 / 無	

(注1) 様式2、3、4、5の添付資料について、内容に異同がない場合に限り、当該年度において初参加の入札(単年度事業を含む)へ提出した当該資料をもって、提出を省略することができることとする。この場合は、「省略」を選択の上、当該資料を提出した入札の情報を記載すること。

なお、当該年度において初参加の入札の場合は、「提出」を選択の上、添付書類を提出すること。

[○/○]

同種事業の実績

(事業名：○○○○事業)

会社名： ○○○○ (株)

同種事業の実績	事業名称	○○○○○事業		
	発注機関名			
	場所	○○県○○市○○町○○国有林		
	契約金額	○○○,○○○,○○○円		
	履行期限	自 令和○年○月○日 ~ 至 令和○年○月○日		
	完成検査年月日	令和○年○月○日		
	受注形態等	単体 / ○○・○○JV (自社出資比率○○%)		
	JVの構成業者名			
事業概要 (作業種・規模等)	保育間伐 (活用型) (○ha)			
事業成績評定	○○事業	完成検査年月日	○年○月○日	○○点
	○○事業	完成検査年月日	○年○月○日	○○点
	○○事業	完成検査年月日	○年○月○日	○○点
	○○事業	完成検査年月日	○年○月○日	○○点
	平均○○.○点 (少数点第2位を切り捨て)			
表彰実績 [表彰名・事業名] (表彰者・年月日)	[○○優良事業表彰・○○○○○○○○○事業] (○○森林管理局長・令和○○年○月○日)			
備考	※その他、事業について特記すべき事項があれば記載のこと。			

- 注1：同種事業の実績欄に記載した事業については、契約書等の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び事業内容が確認できる資料(設計図書等で設計条件が確認できる部分))を添付すること。
- 注2：事業成績評定欄には、公告の日が属する前2年度間に事業成績評定を受けたすべての事業を記載し、事業成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注3：表彰実績を確認できる資料(表彰状の写し等)を添付すること。

配置予定の技術者(現場代理人)の資格・経験

(事業名：○○○○事業)

会社名： ○○○○ (株)

従 事 役 職	現場代理人			
氏 名				
生 年 月 日				
最 終 学 歴	○○大学 ○○科 ○○年卒業			
法令による資格・免許	・技術士(習得年月日、 部門及び選択科目)			
技 術 者 表 彰 [表彰名・事業名] (表彰者・年月日)	[優良事業技術者表彰・○○○○○○○○○○事業] (○○森林管理局長・令和○○年○月○日)			
林業に関する継続教育の内容	教育内容、研修日時、場所、講義内容、CPD取得単位等			
経験の概要 (各年1件)	事業名称	○○○○事業	×××事業	△△△事業
	発注機関名	○○森林管理署		
	事業場所	○市○町○国国有林		
	契約金額	○○,○○○,○○○円		
	履行期限	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日
	受注形態等	○・△JV (出資比率○%)		
	JVの構成業者名	○林業(株)、△林業(有)		
	従 事 役 職	現場代理人		
	内容	作業種 (規模等)	保育間伐(活用型) (○ha)	
申請時における 他事業の従事状況等	事業名称	○○○○事業		
	発注機関名	○○県 ○○振興局 林務課		
	履行期限	自 令和○年○月○日 ～ 至 令和○年○月○日		
	従事役職	現場代理人		
	本事業と重複する場合の対応措置	重複事業の履行期限が○月○日であることから、別添の事業計画書にあるように、現場着手前に完了するため現場代理人として従事可能である。		

注1： 配置予定技術者(現場代理人)ごとに別葉とすること。

注2： 経験の概要欄には、同種事業の3か年分の従事経験を各年1件記載すること(従事経験は連続する3年である必要はない)。また、当該事業に従事したことが確認できる資料(契約書の写し、発注者に提出している技術者の届出書等の写し等)を添付すること。なお、国有林の事業実績がある場合は、必ず国有林での従事経験を1件以上記載すること。

注3： 申請時における他事業の従事状況等欄には、従事しているすべての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること(従事している事業の従事役職はすべて記入すること。)

注4： 法令による資格・免許欄には、配置予定技術者(現場代理人)の保有資格(技術士、林業技士、作業士等、又は技術職員(造林又は素材生産の事業の実施に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者))を記載し、資格を確認できる資料(資格者証の写し等)を添付すること。

(用紙A4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
代表者 〇〇〇事業協同組合
組合長理事
〇〇 〇〇



誓 約 書 (例)

当事業協同組合においては、〇〇事業の実施に当たっては、以下の配置予定技術者(現場代理人)のいずれかを、本事業の事業期間を通じて連続して常駐させることを誓約します。

記

配置予定技術者(現場代理人) 氏名 〇〇 〇〇

配置予定技術者(現場代理人) 氏名 △△ △△

注：本誓約書(例)の提出を要する場合は、事業協同組合の組合員の1者が直接雇用する者を配置予定技術者(現場代理人)とするときである。

(民間競争入札用)様式4 (用紙A4)

配置予定の技能者の保有資格等 (例)

会社名：〇〇〇 (株)

氏名	資格・受講の有無							備考
	チェーンソーによる伐木等(危険木の特別教育 安衛則第36条8号)	伐倒等機械の運転の業務に係る特別教育	走行集材機の運転の業務に係る特別教育	簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用)掘削用)運転技能講習	はい作業主任者技能講習		
〇〇〇〇	○							伐木等S57.11.2
×××××		○	○			○		伐木等H3.7.25 車両系H8.10.7

注1：作業内容に応じて法令上必要とされている資格等について記載する。

注2：「資格・受講の有無」欄には、配置予定の技能者が取得している資格・受講の有無について、該当欄に○印を記載すること。

また、事業の実施に際して必要な資格を有している場合は、空欄にその資格を記載し、○印を記載すること。

注3：備考欄にはそれぞれの専門技術についての取得年月日又は受講年月日を記載すること。

注4：資格等を確認できる資料として、免許、講習及び研修修了証の写し等を添付すること。

(民間競争入札用)様式5 (用紙A4)

配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者における路網整備に係る研修の受講状況

会社名: ○○○ (株)

受講者氏名	研修の名称							継続教育(CPD)取得単位(過去1年間)	備考
	低コスト作業路企画者養成研修	低コスト作業路技術者養成研修	路網作設オペレーター研修(指導者研修上級)	路網作設オペレーター研修(指導者研修中級)	路網作設オペレーター研修初級研修	森林作業道作設オペレーター研修			
○○○○	○		○						低コスト(企画者): H20.6.5 オペレーター(上級): H22.6.4
××××					○				オペレーター(初級): H22.9.3

注1: 配置予定技術者(現場代理人)又は配置予定技能者の研修の受講状況を記載する。
 注2: 研修の受講状況を確認できる資料(修了証書、研修資料(名称、主催者、カリキュラム等研修内容がわかる資料)、受講者名簿等)を添付すること。
 注3: 研修受講者ごとに、受講した研修欄に○印を記載すること。
 注4: 備考欄には研修修了年月日を記載すること。
 注5: 「低コスト作業路企画者養成研修」及び「低コスト作業路技術者養成研修」とは、林業機械化センターで実施する都道府県及び関係団体の技術者向け研修である。
 注6: 「森林作業道作設オペレーター研修」(旧路網作設オペレーター研修)とは、林野庁の助成を受けて行われる林業経営体向けの研修である。
 注7: (一社)森林・自然環境技術者教育会(JAFEE)が発行する、継続教育に対する取組状況の取得単位を証明する資料(「森林部門」のCPDがわかるもの)の写しを添付すること。

経営・安全管理等の状況

会社名： ○○○○ (株)

項目	具体的な項目	有無
不誠実な行為の有無	1) 過去2年間の国有林野事業における指名停止の有無 有の場合：局名、指名停止期間、事業名 _____	有・無
	2) 局・署から文書指導等を受けたことの有無	有・無
経営状況	1) 手形交換所による取引停止の有無 2) 取引先からの取引停止事実の有無	有・無 有・無
地理的条件	1) ○○県内での本店、支店又は営業所所在の有無 有の場合：本店所在県及び市町村 _____ 支店所在県及び市町村 _____ 営業所所在県及び市町村 _____	有・無
	2) 過去5ヶ年以内の同一県内での元請け事業実績の有無 (国、都道府県、市町村が発注した事業に限る。) 有の場合：受注件数(5百万円以上) _____ 件	有・無
労働福祉の状況、働き方改革の取組	従業員の全員について、林業退職金共済制度、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度等による退職金共済契約締結の事実 作業の平準化、天候に応じた就業調整等による、現場作業員の休暇日数確保の組織的な取組の有無	有・無 有・無
安全管理の状況	1) 国有林野事業における過去1年間の死亡事故の有無 有の場合：局名、害等事業名、発生日月 _____	有・無
	2) 国有林野事業における過去1年間の休業4日以上を負傷者の有無 有の場合：局名、害等事業名、発生日月 _____	有・無
低入札の有無	国有林野事業における低入札調査の対象となったことがあるか。 有の場合、次のいずれかをチェック ・調査対象となった事業の事業成績評定点がすべて80点以上である。□ ・調査対象となり、かつ、いずれかの事業成績評定が80点未満である。□	有・無
労確法に基づく認定事業主	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条の規定に基づく認定の有無	有・無

ワーク・ライフ・バランス等の推進の状況	<p>1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定企業」の認定の有無及び一般事業主行動計画の策定状況</p> <p>2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無等</p> <p>3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定企業」の認定の有無等</p>	有・無 有・無 有・無
地域への貢献	<p>1) 災害協定等の有無 〇〇市と「〇〇〇〇〇〇協定」を締結</p> <p>2) 防災活動に関する表彰の有無 平成〇年〇月に〇〇市から〇〇〇について表彰</p> <p>3) 国土緑化活動に対する取組</p> <p>4) ボランティア活動の実績の有無</p> <p>5) 有害鳥獣対策への協力の有無</p> <p>6) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条要件に適合する者として当該都道府県から公表されているか。 有の場合：認定した都道府県 _____</p> <p>7) 森林経営管理法第36条第2項に基づき市町村から経営管理実施権の設定等を受けているか。（森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として当該都道府県から公表されている者に限る。） 有の場合：設定を受けた森林が所在する市町村 _____</p> <p>8) 「育成を図る林業経営体」（H30.2.6林野庁長官通知）に基づき、当該都道府県から育成経営体として選定されているか。</p> <p>9) 民有林管理の実績について、次のいずれかをチェック ・森林経営管理計画を自ら作成し、認定を受けている <input type="checkbox"/> ・前年度に民有林における森林整備事業を請け負った <input type="checkbox"/> 実績がある</p>	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無

注1：「労働福祉の状況、働き方改革の取組」「ワーク・ライフ・バランス等の推進の状況」「地域への貢献」について、該当があれば当該内容が確認できる資料を添付すること。

注2：地域への貢献の実績は、発注森林管理局管内の実績を評価する。

現場従事者(作業員)の雇用形態・地元雇用・月給制(例)

会社名: ○○○(株)

No.	作業員氏名	雇用形態				地元雇用			月給制		
		直雇・ 下請別 (注2)	常用・ 臨時別 (注2)	適否 (注3)	備考 (注4)	居住地 (注5)	適否 (注6)	備考 (注4)	賃金 制度 (注7)	適否 (注7)	備考 (注8)
1	○○ ○○	直雇	常用	適		○○市			月給	適	
2	○○ ○○	直雇	臨時			○○町	適		—	—	
3	○○ ○○	下請				○○市	適		—	—	
4	○○ ○○	直雇	常用	適		○○市	適		月給	適	
5	○○ ○○	直雇	常用	適		○○町	適		月給	適	
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
合計	5			3	3÷5= 60%		4	4÷5= 80%		3	3÷3= 100%

注1: 事業対象箇所に配置される全ての作業員の雇用状況等を記載する。

注2: 直雇・下請等別欄には、直接雇用者又は下請企業等の雇用者の別を記載し、常用・臨時雇用者別欄には直接雇用者に限り、常用又は臨時の別を記載する。なお、事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者とし、組合員が直接雇用した者については、下請企業等の雇用者として取り扱うこと。

注3: 現場従事者(作業員)のうち、直接雇用で、かつ、常用雇用者には、適否欄に「適」と記入する。

注4: 備考欄には、当該作業員について特に記述すべきことがあれば記載する。また、備考欄の「合計」には、「適とする作業員数」を「合計作業員数」で除した割合(%)を記載する。

注5: 居住地欄には、市町村名を記載する。

注6: 作業員のうち、発注森林管理署管内に居住している者には、適否欄に「適」を記入する。

注7: 賃金制度欄には、直接雇用で、常用雇用者について、賃金の支払方法(日給、日給月給、月給別)を記載する。なお、記載する対象者は常用雇用者のみとし、臨時雇用者・下請けの雇用者は除く。適否欄には、月給制の場合のみ「適」を記入する。

注8: 備考欄の「合計」には、「適とする作業員数」を「直接雇用(臨時雇用者は除く)の作業員数」で除した割合(%)を記載する。

注9: 記入欄は作業員数に応じて適宜追加すること。

[○/○]

事業計画の工程管理

(用紙A 4横)

工事表 (年度分)

事業名：○○○○事業
会社名：○○○(株)

工 程	単位	数量	10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		備 考
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			

■年度別数量計画等についての提案

間伐等数量・路網開設延長及び植付の上記年度別数量計画を踏まえた進行管理の具体的方法を提案すること。

注 1：本表は年度ごとに別葉で作成すること。

注 2：初年度及び2年度目にあっては毎年度1回以上の部分私(部分検査)を計画し、その時期を明示すること。また、最終年度は完成払(完了検査)の時期を明示すること。

注 3：年度ごとの間伐等予定区域、路網整備予定線及び植付が判読できる図面を添付すること。

(民間競争入札用)様式9 (用紙A4)

事業計画上の考慮事項(事業名：○○○○事業)

会社名：(株) ○○林業

項目	技術的対応方法	左の質の確認方法・管理方法	備考
1) 技術の向上と労働生産性	<p>【現場従事者(作業員)への技術指導】 本事業の実施に当たっての現場従事者(作業員)への技術指導の考え方・実施方法を記載する。</p> <p>【研修会・講習会等への参加・開催】 事業期間中に予定あり(具体的内容：○○○○○○○○)・予定なし</p> <p>【緑の雇用の活用】 雇用あり(人数；○名)、事業期間中に雇用の考えあり(受入予定人数；○名)・雇用の考えなし</p> <p>【資格取得への支援】 現場従事者(作業員)の資格取得を進めるための考え方・具体的手法を記載する。</p> <p>【現状】：○、○m³/人・日(過去3年以内に自らが実施した間伐事業)</p> <p>【目標】：○、○m³/人・日</p> <p>【林業機械の稼働率向上等】 事業を通じて、雇用の安定や新規雇用の拡大等の経営の体質強化を見据えて、現場従事者(作業員)の技術・(技能)向上、林業機械の稼働率を向上させる等の生産性を向上させる取組を記載する。</p>		注6
2) 自然環境への配慮	<p>作業時の周辺環境の保全や事業期間における整備路網の維持管理に係る基本的考え方・具体的対応、対応関係上の配慮事項を記載する。</p>		
3) 安全対策	<p>作業時の安全確保の取組について、基本的考え方・具体的対応を記載する。</p>		
4) 間伐の実施方法	<p>【間伐方法、指定伐採率・密度の確保、複層林に誘導する伐採、造材、地域の地形・地質・降水量等の条件を踏まえた配慮事項等】 間伐等の実施方法、伐採率の遵守及び立木密度の確保するほか、的確な更新が図られるよう帯状を基本とした伐採方法や間伐等材の利用促進(造材・選別)のための考え方・具体的手法、地域の地形、地質、降水量等の条件を踏まえた配慮事項を記載する。</p>		

5) 残存木の保全	<p>【間伐等時、路網整備時の配慮等】</p> <p>間伐等、路網整備の実施に当たった際の残存木保全の考え方・具体的手法を記載する。</p>		
項目	技術的対応方法	左の質の確認方法・管理方法	備考
6) 作業システム	<p>【作業システム】</p> <p>低コストで効率的な間伐等を実施するために導入する作業システムについて、間伐等、路網開設に分けて、伐採等の作業工程、使用する機械を記載する。</p> <p>複層林に誘導する伐採を行う箇所においては、植付（枝条等の整理、苗木の運搬、植付）までを含めた低コストで効率的な作業システムを記載する。</p> <p>【人員配置・雇用形態・システム等の考え方】</p> <p>配置人員数及び作業工程別配置数、配置人員の雇用形態(直接雇用又は下請の別、常用・臨時の別)を記載し、システム全体を効率的に展開するための考え方・具体的手法を記載する。</p> <p>【設備投資予定】 あり(機械名等；◇◇◇◇◇、○台) ・ なし</p>		注 4
7) 路線計画	<p>【路網間隔・密度、線形、道幅、排水処理、地域の地形・地質・降水量等の条件を踏まえた配慮事項等】</p> <p>6)の作業システムを踏まえた路線計画(路網間隔・密度、線形、道幅、排水処理等)の考え方、地域の地形・地質・降水量等の条件を踏まえた配慮事項を記載する。</p>		注 5
8) 路線開設	<p>【切土量・盛土量の均衡、根株の処理、排水処理等】</p> <p>7)の計画路線における立木の伐開幅の抑制、切土量・盛土量の均衡、根株処理、現地発生資材の有効利用、排水処理等の施工上の工夫について、考え方・具体的手法を記載する。</p>		
9) 植付	<p>【苗木の乾燥防止】</p> <p>植付に当たり、苗木の乾燥、損傷等を防ぐとともに、活着性を向上させるための具体的方法について、考え方・具体的手法を記載する。</p> <p>また、獣害防止対策を実施するに当たり、施設の耐久性や食害防止効果を高くするような効果的な工夫について、考え方・具体的手法を記載する。</p>		

注1：各項目について、内容が記載されていない場合等には、加点点目審査において加点を行わないので留意すること。

注2：「技術的対応方法」欄には、各項目に係る対応の考え方、具体的手法等を記載すること。

注3：「左の質の確認方法・管理方法」欄には、受注者として事業の質が確保されているかどうかを確認・管理するための考え方、具体的手法等を記載すること。

注4：配置予定人員の雇用形態については、共同事業者及び事業協同組合にあっては、所属企業名も記載すること。

注5：7)の路線計画については、路網の間隔・密度、線形設計等が判読可能な図面を添付すること。

注6：1)の現状の労働生産性については、根拠となるデータを添付すること。

注7：各項目の記載に当たっては、必要に応じて、図面、写真等の参考資料を添付すること。

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇番

代表者 〇〇〇株式会社

代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

〇〇〇〇事業計画書(変更計画書)の提出について

〇〇〇〇事業(事業期間：令和〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)について、実施要項8(1)2)に基づき、下記のとおり関係資料を添付の上、事業計画書(変更計画書)を提出します。

記

- 1 事業概要
- 2 事業計画の工程管理
- 3 現場組織表
(「現場代理人その他技術者の有資格者表」及び「労働者の社会保険等加入状況一覧表」を併せて作成する。また、委任等に関する事項(委任等の相手先の事業者の住所・名称、委任等を行う事業の範囲・事業の分担関係)を示すものとする。)
- 4 機械使用計画
- 5 安全管理計画
- 6 実施方法(伐倒、造集材、運材等の各作業工程)
- 7 緊急時の体制及び対応
- 8 事業計画上の考慮事項(事業の質の達成)
 - 1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等
 - ① 工程管理
 - ② 技術の向上と労働生産性
 - ③ 自然環境への配慮
 - ④ 安全対策
 - 2) 間伐
 - ① 間伐の実施方法
 - ② 残存木の保全
 - ③ 作業システム
 - 3) 路網整備
 - ① 路線計画
 - ② 路線開設
 - 4) 植付
- 9 その他

注1：企画提案書の内容に基づき、年度ごとの事業内容を計画すること。

注2：各項目については、適宜、現場写真・図面等を添付すること。

注3：「2 事業計画の工程管理」及び「8 事業計画上の考慮事項」については、契約書に添付されているものと相違ない場合には省略できるものとする。

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇〇株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇



〇〇年度 〇〇〇〇事業報告書の提出について

〇〇〇〇事業(事業期間：令和〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)について、実施要
項8(1)3)に基づき、下記のとおり関係資料を添付の上、事業報告書を提出し
ます。

記

- 1 事業概要
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業実行上の課題と対応状況
- 4 事業計画上の考慮事項(事業の質の達成状況)
 - 1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等
 - ① 工程管理
 - ② 技術の向上と労働生産性
 - ③ 自然環境への配慮
 - ④ 安全対策
 - 2) 間伐
 - ① 間伐の実施方法
 - ② 残存木の保全
 - ③ 作業システム
 - 3) 路網整備
 - ① 路線計画
 - ② 路線開設
 - 4) 植付
- 5 その他

注1：毎年度、事業計画書の内容に係る達成状況を報告すること。

注2：事業計画上の考慮事項(事業の質の達成状況)については、様式9を用いて報告すること。

注3：4の1)②労働生産性については、根拠となる数値データを添付すること。

その他の項目については、適宜、現場写真・図面等を添付すること。

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

(入札参加事業者)
郵便番号 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
住 所 〇〇県〇〇市〇〇番
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇株式会社
氏名 (法人の場合代表者氏名)・役職
代 表 取 締 役 社 長
〇 〇 〇 〇 印

法定代理人
氏 名 印

入札参加事業者等確認書

本確認書の記載事項は、事実に相違ありません。

I 共通事項（すべての入札参加事業者が記載）

1 個人・法人の別： 個人 法人 （該当にレを付す）

（1）個人事業者の場合に記載

(ふりがな) 氏 名		生年月日 (性別)	()
住 所			
(ふりがな) 商号又は屋号			
事業活動の内容			

（2）法人の場合に記載

(ふりがな) 商号又は屋号	
(ふりがな) 代表者氏名	
主たる事業所の所在地	

2 法定代理人

入札参加事業者（法人にあっては当該法人の役員）及び、IIの2の親会社等（法人にあっては当該法人の役員）が、「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載する。

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

Ⅱ 法人調書（Ⅰで法人を選択した者のみ記載）

1 役員等

「役員等」とは理事、取締役、執行役、監事、監査役、相談役、顧問等のほか、役員と同等以上の支配力を有する者とする。以下同じ。

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所

2 主要株主及び主要出資者

以下の区分に該当する者すべてについて、個人・法人別に記載すること。

- ① 発行済み株式の総数の5%以上の株式を所有する株主
- ② 出資総額の5%の額に相当する出資者

(1) 個人の場合

①～② の区分	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所

(2) 法人の場合

①～② の区分	(ふりがな) 商号又は名称	(ふりがな) 代表者氏名	主たる事務所の所在地

3 親会社等

入札参加事業者に対して影響力を行使し得る者で、以下の関係がある者について記載する。

- ① 入札参加事業者について、株主（株主総会で議決出来る事項の全部について、議決権を行使できない株主を除く）又は総出資者の議決権の過半数を有する者（個人又は法人）
- ② 入札参加事業者の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者）数の1/2以上が、自己の役員又は職員である者（法人のみ）
- ③ 入札参加事業者の代表権を有する役員の地位を、自己の役員又は職員が占めている者（法人のみ）

(1) 個人の場合（上記①の場合）

区分	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所
①				
①				
①				
①				

(2) 法人の場合

①～③ の区分	(ふりがな) 商号又は名称	(ふりがな) 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(3) 前項2の(2)の役員等

上記(2)に該当した法人については、法人ごとに以下を記入すること。

商号又 は名称	役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

作成上の留意事項等

- 1 : 本書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条で準用する第10条第4号及び第6号から第9号に規定されている欠格事由の該当性の審査に係り必要な範囲において使用するものであり、警察庁等関係機関に対し提供するものです。
- 2 : 本書面のほか電子ファイルにより提出願います。
- 3 : 本書面及び提出書類のほか、必要に応じて警察庁等関係機関から住民票の写し等の確認書類の提出を求められることがあります。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。